

第3次阿波市農業振興計画

魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業



令和5年(2023年)3月
徳島県阿波市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 第2次阿波市農業振興計画を振り返って.....	2
3. 計画の位置付け.....	2
4. 計画期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
第2章 阿波市の農業を取り巻く現状	4
1. 国の動向.....	4
2. 徳島県の動向.....	4
3. 阿波市の現状.....	5
(1) 農家の現状.....	5
(2) 土地の現状.....	11
(3) 農業生産の現状.....	14
(4) 農業関係者アンケート調査結果.....	20
第3章 阿波市農業の課題	25
1. 担い手不足の解消.....	25
2. 農業経営の維持・安定化.....	25
3. 農あるまちづくりの推進.....	25
4. 持続可能な農業への取組.....	26
5. 農地の保全と利用による耕作放棄地等の対策.....	26
第4章 阿波市農業の基本的な考え	27
1. 基本理念.....	27
2. 将来像.....	27
3. 阿波市の農業振興の基本方針.....	28
4. 将来像を実現するための施策の体系.....	29
第5章 基本方針別の施策の内容	30
基本方針1 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開.....	30
(1) 阿波市ブランドの構築.....	30
(2) 農産物の販路拡大と販売促進.....	31
(3) 畜産の振興.....	32
(4) スマート農業の推進.....	33
基本方針2 農地の保全と利用促進.....	34
(1) 鳥獣被害対策.....	34
(2) 耕作放棄地の発生防止及び解消.....	34
(3) 農地の保全管理支援.....	34
(4) 農地有効利用のための基盤整備.....	35
(5) 農地の集積・集約化の促進.....	35

基本方針3 農業と環境の共生	37
(1) 有機農業に取り組むモデル地区づくり	37
(2) 安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築	38
(3) 農業用廃材の適正処理	40
基本方針4 多様な担い手の育成・確保	41
(1) 新規就農者の確保と育成	41
(2) 認定農業者の育成	41
(3) 集落営農の組織化、法人化の推進	42
(4) 農業関連企業の誘致	42
(5) 小規模農家への支援	42
(6) 女性・高齢農業者への支援	42
(7) 農福連携の推進	43
(8) 農業内外からの参入支援	43
(9) 次世代につなぐための人材育成	43
基本方針5 交流と協働の促進	44
(1) 阿波市産農産物の魅力浸透	44
(2) 農商工観、産官学金連携の促進	45
(3) 交流・協働による食農教育と地産地消の推進	45
第6章 重点プロジェクト	47
1. 重点プロジェクトの位置付け	47
2. 各プロジェクトの取組内容	47
(1) 「産地づくり」プロジェクト	47
(2) 「人づくり」プロジェクト	48
(3) 「地域づくり」プロジェクト	48
資料編	49
1. 用語の説明	50
2. 第3次阿波市農業振興計画の策定について	55
(1) 諮問・答申	55
(2) 阿波市農業振興審議会 委員名簿	56
(3) 阿波市農業振興計画策定作業部会 委員名簿	57
(4) 阿波市農業振興審議会条例	58
(5) 阿波市農業振興計画策定作業部会設置要綱	59

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成23年3月に「第1次阿波市農業振興計画」を、平成30年3月に「第2次阿波市農業振興計画」を策定し、本市農業の将来像である『伝統・挑戦・活力の阿波市農業』の実現に向けて、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、農産物価格の低迷など、今なお厳しい状況にあることに加え、将来の農地の受け手を明確にする地域計画の法定化、スマート農業や多様な担い手の推進、環境負荷低減に向けた取組をはじめとする持続可能な社会への関心の高まりなど、大きな転換期を迎えています。

この間、国においては、令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、さらには、グリーン社会の実現に向けて、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る「みどりの食料システム戦略」を新たな政策方針として打ち出している一方、徳島県では、令和3年3月に改定した「徳島県・農林水産業・農山漁村基本計画」のもと、各種施策の展開が図られています。

本市においても、行政運営の最上位計画である「第2次阿波市総合計画後期基本計画」を令和4年3月に策定し、まちづくりの新たな取組をスタートさせました。

このような中、「第2次阿波市農業振興計画」の計画期間が終了するにあたり、農業を取り巻く社会情勢の変化や、国、県及び本市のまちづくりの方針を踏まえるとともに、さらなる生産性の向上や多様な担い手の育成、阿波市ブランドの増強など、阿波市農業の未来を見据えた取組を積極的に推進し、日々変化する情勢や課題に柔軟に対応できる施策の展開を図るため、新たな「第3次阿波市農業振興計画」を策定しました。



2. 第2次阿波市農業振興計画を振り返って

「第2次阿波市農業振興計画」では、農業振興の5つの柱として、「①地域特性を生かした農産物の生産」「②農用地の保全」「③農業生産基盤の整備」「④多様な担い手の育成」「⑤交流と協働の促進」を掲げ、市単独の取組である「活力ある阿波市農業振興事業」のもと、様々な施策を講じてきました。さらに、この中で、特に必要性・迅速性の高い施策として、「阿波市ブランドの創出」「担い手育成」「阿波ベジの消費拡大」の3つに重点を置いたプロジェクトを推進してきました。

こうした中で、特産品認証制度を通じたブランド製品づくりの促進、若手農業者や企業等による取組の拡大、阿波市産野菜のPR・食育活動の充実など、新たな活力が芽生えつつある一方、産地の拡大、担い手の育成など、直ちに成果が現れにくいものも多く、引き続き粘り強い取組が求められます。

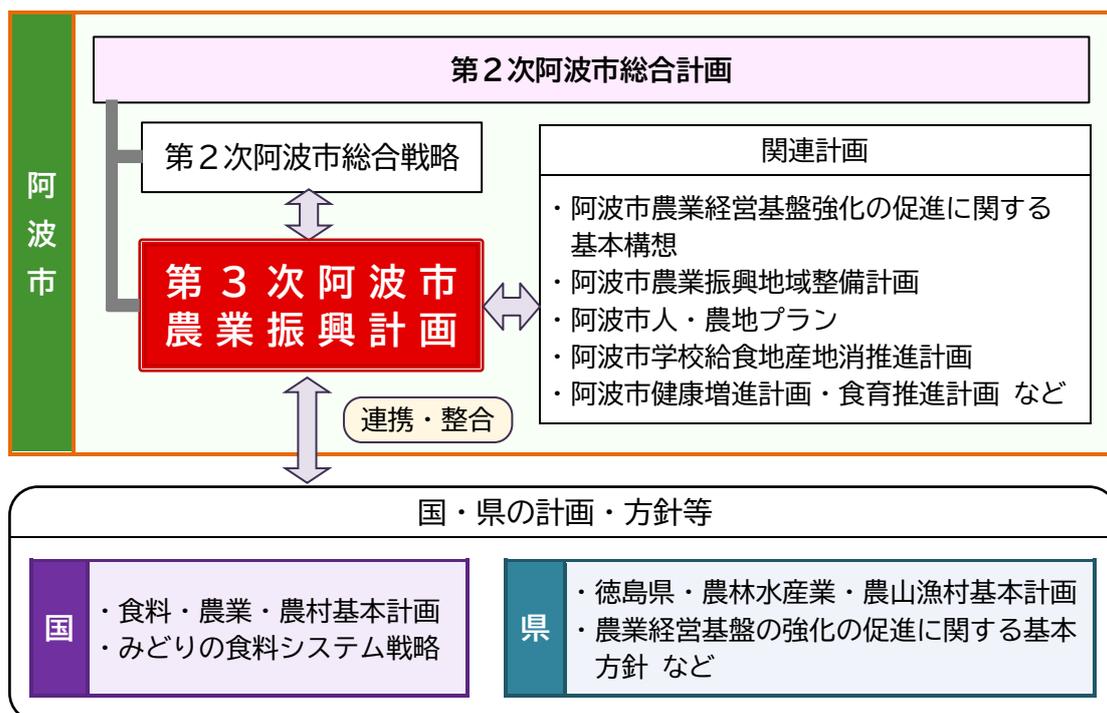
今後も阿波市が、「農業立市」としての地位を堅固なものとし、本市農業を将来にわたって維持・発展させていくためには、農業を取り巻く環境変化への確かな対応と新たな視点を取り入れつつ、これまでの取組をさらに推し進めていく計画づくりが重要です。

3. 計画の位置付け

「第3次阿波市農業振興計画」は、上位計画である「第2次阿波市総合計画」の農業振興施策に関する分野別計画として位置付け、本市の農地・農業に関連する様々な個別計画とも連携しながら、効果的に施策の展開を図ります。

また、国の「食料・農業・農村基本計画」や、県の新たな「徳島県・農林水産業・農山漁村基本計画」などとの整合を図り、国・県の示す方向性を踏まえた計画とします。

【阿波市農業振興計画の位置付け】



4. 計画期間

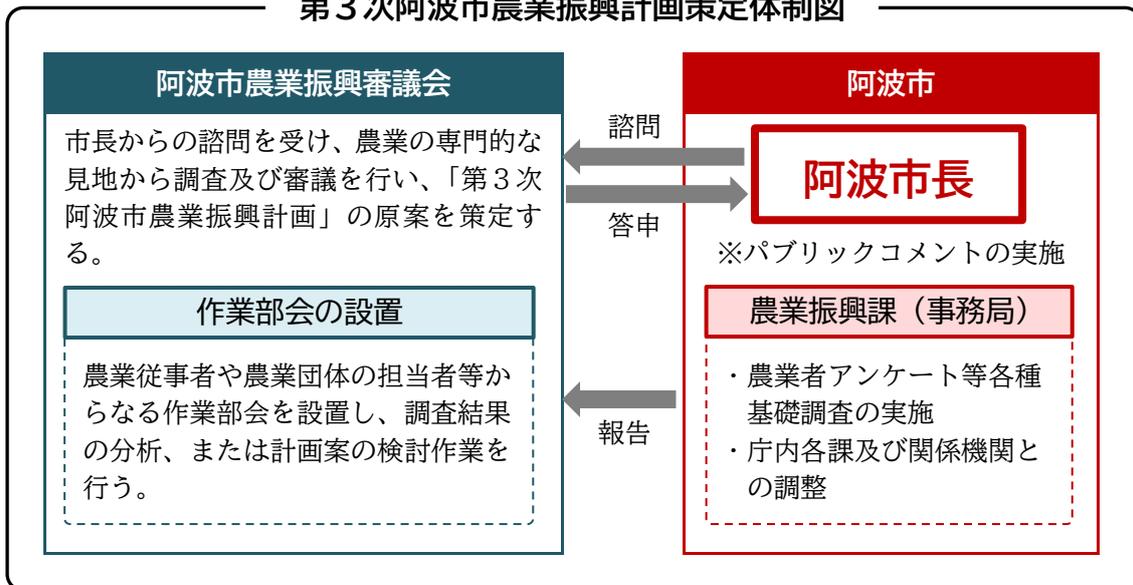
計画期間は、令和5年度から概ね5年間とし、「第2次阿波市総合計画」や「第2次阿波市総合戦略」との調整を図りながら、社会情勢の変化や各種施策の進捗状況に応じて適宜必要な見直しを行い、実情に応じた計画内容としていきます。

計画期間：令和5年度～令和9年度（概ね5年間）

5. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、市長からの諮問を受け、専門的な見地から調査及び審議を行う「阿波市農業振興審議会」において、各種基礎調査の結果を踏まえた上で、計画案についての十分な審議を行い、パブリックコメント手続を経て策定します。

第3次阿波市農業振興計画策定体制図



第2章 阿波市の農業を取り巻く現状

1. 国の動向

◆ 基本的な農業政策に係る動向 ◆

- ◎国は令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」を見直し、農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を、引き続き車の両輪として推進しています。
- ◎日本の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の拡大等の14の数値目標（KPI）が示されており、戦略実現に向けて取組を進めています。
- ◎平成29年の国連総会では「家族農業の10年」（平成31年～令和10年）が定められ、貧困撲滅や安定的な食糧確保において重要な役割を果たしている家族農業について、施策の推進・知見の共有等に取り組むこととなっています。

◆ 国際情勢等への対応に係る動向 ◆

- ◎新型コロナウイルス感染症は、国内で初めて感染者が確認されてから3年以上が経過した現在においても、日本の経済・社会に大きな影響を及ぼしています。農業分野においても例外ではなく、中食・外食・インバウンド需要の減少に対応するため、販売促進・消費拡大支援や経営継続支援等が取り組まれています。
- ◎令和4年2月から続くウクライナ情勢に伴う物価高によって、肥料価格や飼料価格が高騰し、日本の農業にも影響が出ています。こうした中、国は「肥料価格高騰対策事業」「配合飼料価格高騰緊急特別対策」「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策」等による支援を実施しています。

2. 徳島県の動向

徳島県においては、平成20年に制定した「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」に基づき、令和3年3月に「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」が策定されています。

計画では、『「いのち」と「暮らし」を支える食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する』とともに、『もうかる農林水産業の実現』が基本理念とされており、スマート農林水産業の実装と労働力確保、持続可能な農林水産業の実現等を基本戦略として、取組を進めています。

また、生産基盤の強化に関する取組以外にも、ECサイトやリモートツールを活用したプロモーションや、首都圏での情報発信・交流拠点である「Turn Table」を活用したブランディング強化、とくしまブランド推進機構（愛称：地域商社阿波ふうど）による販路拡大等についても取り組むこととされています。

3. 阿波市の現状

(1) 農家の現状

① 農家数

令和2年の総農家数は3,017戸で、国勢調査による本市の世帯数12,989戸に占める割合は約2割となっています。また、総農家数に占める販売農家の割合は61.3%（1,848戸）で、自給的農家数は38.7%（1,169戸）となっています。

次に、農家数の動向については、平成22年と令和2年を比較すると10年間で26.6%（1,094戸）減少しており、そのうち販売農家が22.7%（933戸）の減少で自給的農家が3.9%（161戸）の減少となっており、販売農家の減少が主な原因となっています。

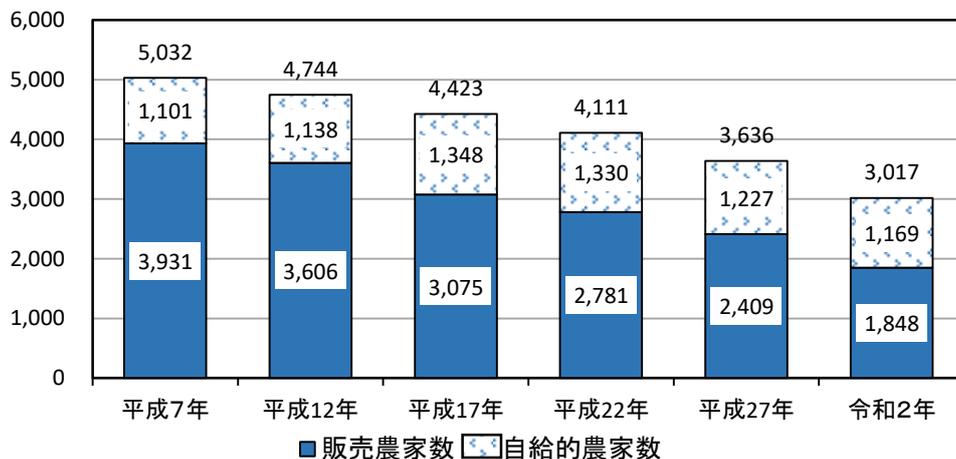
農家数の推移

単位：戸、%

年次	農家数		
	総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成2年	5,399 (100)	4,199 (77.8)	1,200 (22.2)
平成7年	5,032 (100)	3,931 (78.1)	1,101 (21.9)
平成12年	4,744 (100)	3,606 (76.0)	1,138 (24.0)
平成17年	4,423 (100)	3,075 (69.5)	1,348 (30.5)
平成22年	4,111 (100)	2,781 (67.6)	1,330 (32.4)
平成27年	3,636 (100)	2,409 (66.3)	1,227 (33.7)
令和2年	3,017 (100)	1,848 (61.3)	1,169 (38.7)

注) ()内は構成比。

資料：農林業センサス



②主副業別農家数

主副業別農家数を平成22年と令和2年で比較すると、主業農家が322戸(42.8%)、準主業農家が542戸(69.0%)、副業的農家が71戸(5.7%)減少しています。令和2年の主副業別農家数の構成比をみると、主業農家が431戸(23.3%)、準主業農家が244戸(13.2%)、副業的農家が1,174戸(63.5%)となっており、他の仕事を主としながら農業している副業的農家が大半を占めています。

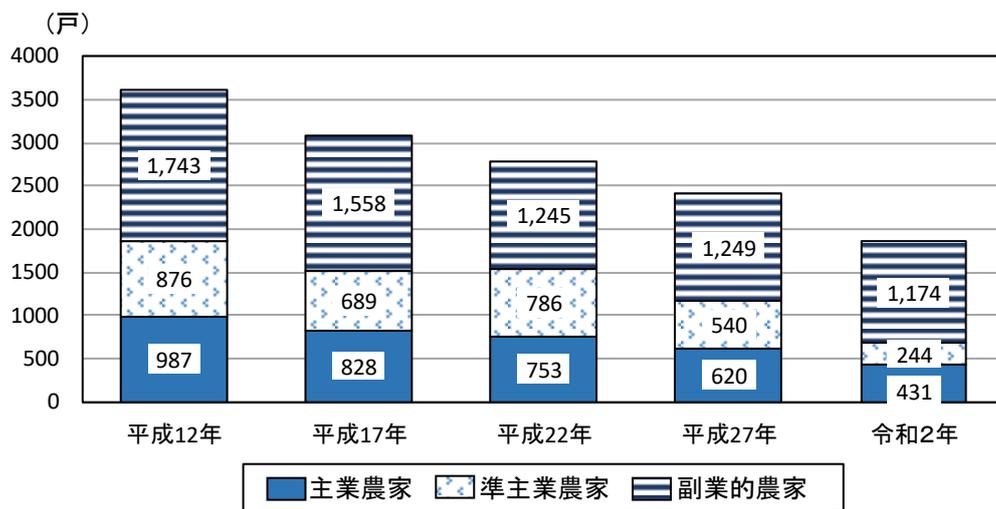
主副業別農家数の推移

単位：戸、%

年次	農家数計	主業農家数	準主業農家数	副業的農家数
平成12年	3,606 (100)	987 (27.4)	876 (24.3)	1,743 (48.3)
平成17年	3,075 (100)	828 (26.9)	689 (22.4)	1,558 (50.7)
平成22年	2,784 (100)	753 (27.0)	786 (28.2)	1,245 (44.7)
平成27年	2,409 (100)	620 (25.7)	540 (22.4)	1,249 (51.8)
令和2年	1,849 (100)	431 (23.3)	244 (13.2)	1,174 (63.5)

注) ()内は構成比。

資料：農林業センサス



③ 基幹的農業従事者数

基幹的農業従事者数は、減少傾向にあり、平成22年と令和2年で比較すると、1,218人(32.3%)減少しており、男女別に比較すると、男性が541人(26.5%)減少、女性が677人(39.0%)減少しており、特に女性が減少しています。

令和2年の年齢階級別の構成比をみると、15～29歳が13人(0.5%)、30～59歳が429人(16.8%)、60～64歳が283人(11.1%)、65歳以上が1,829人(71.6%)となっており、65歳以上が大部分を占めています。

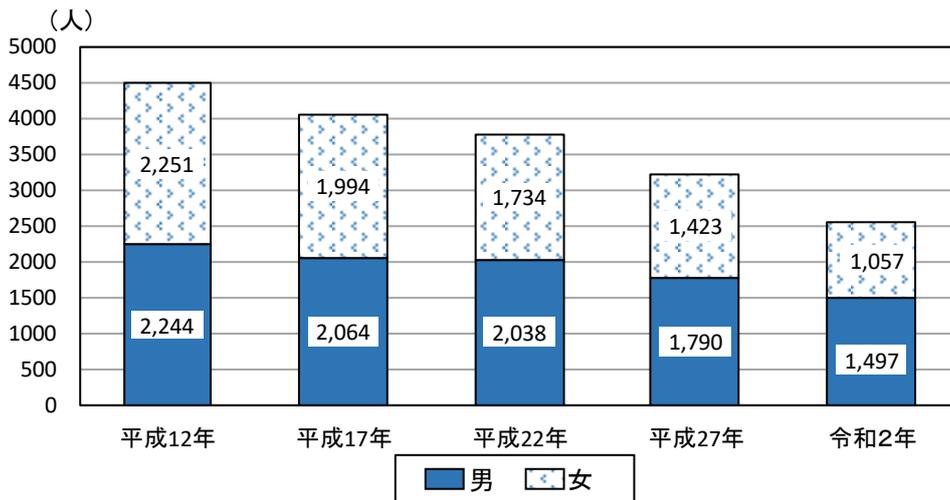
基幹的農業従事者数の推移

単位：人、%

年次	合計	性別	
		男	女
平成12年	4,495 (100)	2,244 (49.9)	2,251 (50.1)
平成17年	4,058 (100)	2,064 (50.9)	1,994 (49.1)
平成22年	3,772 (100)	2,038 (54.0)	1,734 (46.0)
平成27年	3,213 (100)	1,790 (55.7)	1,423 (44.3)
令和2年	2,554 (100)	1,497 (58.6)	1,057 (41.4)

注) ()内は構成比。

資料：農林業センサス

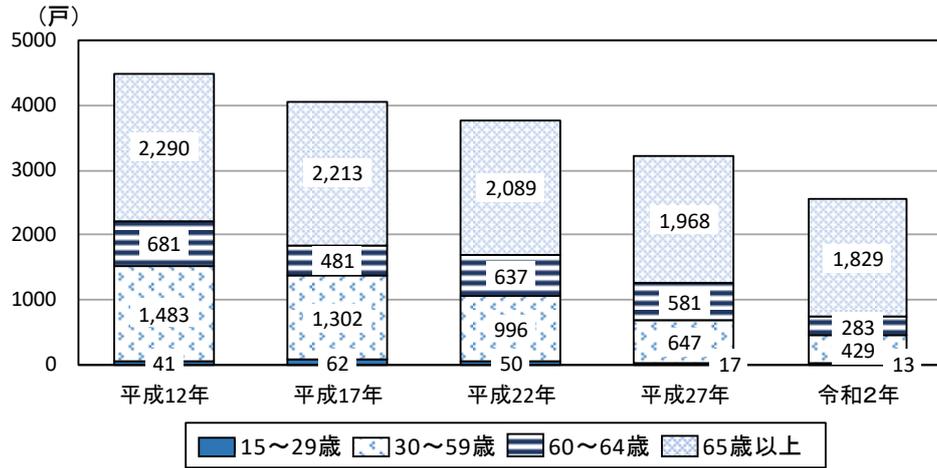


年齢別基幹的農業従事者数の推移

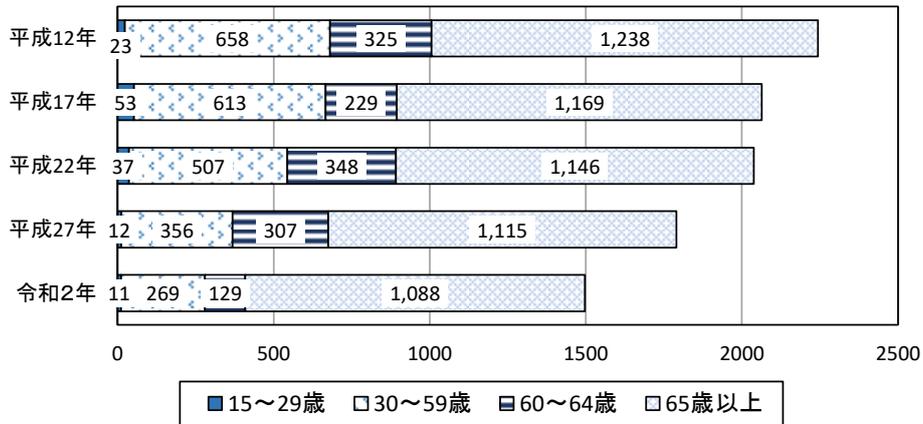
単位：人、%

年次	合計	男				女					
		15～29歳	30～59歳	60～64歳	65歳以上	15～29歳	30～59歳	60～64歳	65歳以上		
平成12年	4,495	2,244	23	658	325	1,238	2,251	18	825	356	1,052
平成17年	4,058	2,064	53	613	229	1,169	1,994	9	689	252	1,044
平成22年	3,772	2,038	37	507	348	1,146	1,734	13	489	289	943
平成27年	3,213	1,790	12	356	307	1,115	1,423	5	291	274	853
令和2年	2,554	1,497	11	269	129	1,088	1,057	2	160	154	741

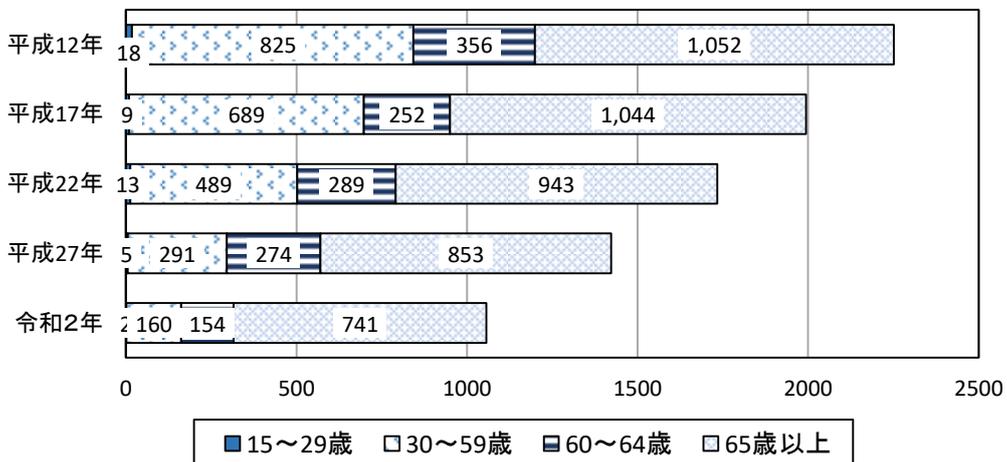
資料：農林業センサス



年齢別基幹的農業従事者数（男）の推移



年齢別基幹的農業従事者数（女）の推移



④ 畜産農家数と飼養頭羽数

畜産農家数を平成22年と令和2年の10年間で比較すると、乳用牛が27戸(64.3%)、肉用牛が32戸(56.1%)、豚が3戸(42.9%)、採卵鶏が4戸(80.0%)、ブロイラーが6戸(75.0%)減少となっており、減少傾向が続いています。

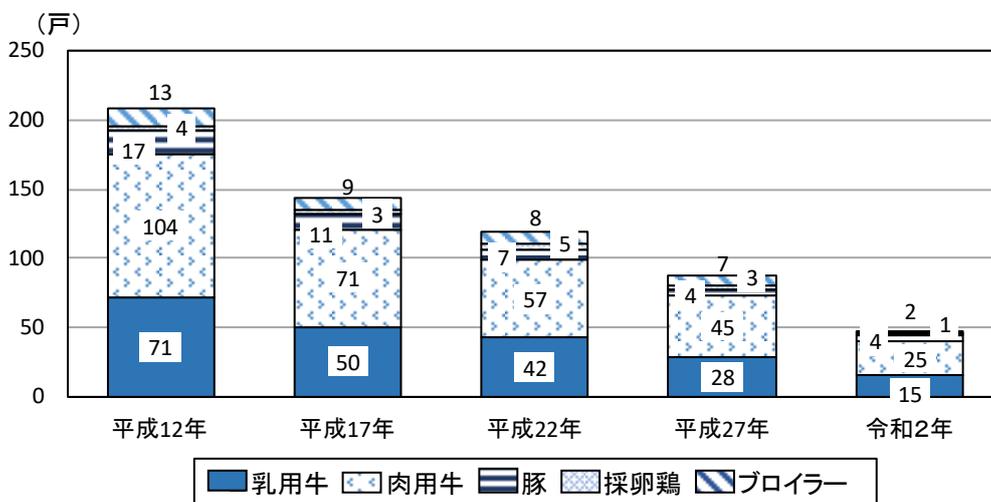
畜産農家数と飼養頭羽数の推移

単位：戸、頭、羽

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	飼養頭数	農家数	出荷羽数
平成12年	71	2,558	104	6,091	17	5,855	4	x	13	x
平成17年	50	2,286	71	5,423	11	x	3	x	9	x
平成22年	42	2,124	57	4,310	7	10,822	5	63	8	4,940
平成27年	28	1,594	45	3,417	4	6,469	3	12	7	955
令和2年	15	1,034	25	x	4	22,167	1	x	2	x

資料：農林業センサス

※xは、秘密保護上、数値を公表しないもの。



⑤ 農業法人経営体数

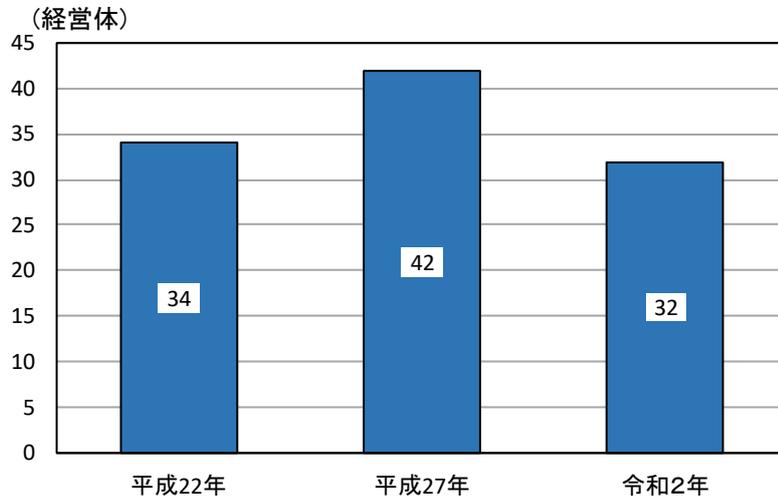
令和2年の農業法人経営体数は32経営体で、平成27年と令和2年を比較すると5年間で10経営体減少しており、農業経営の法人化は進んでいません。

農業法人経営体数の推移

単位：経営体

年次	平成22年	平成27年	令和2年
法人経営体数	34	42	32

資料：農林業センサス



(2) 土地の現状

① 耕地面積

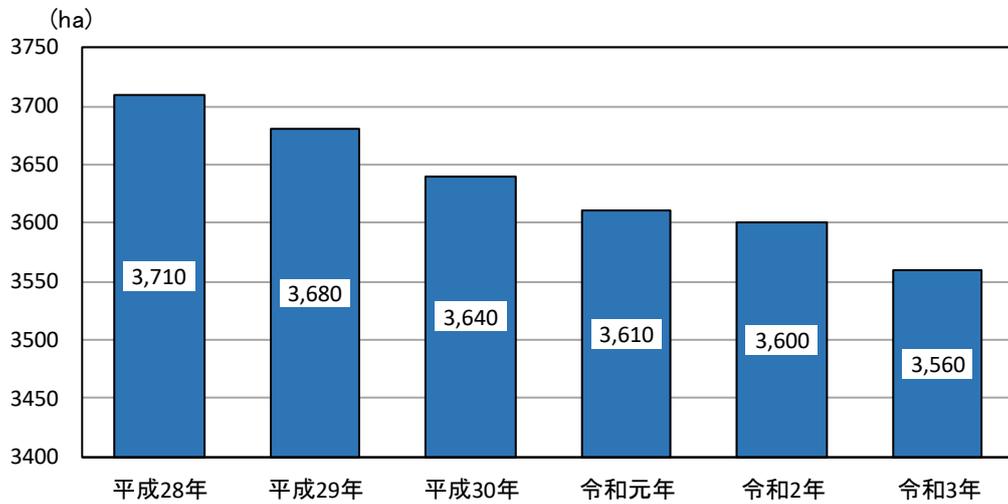
耕地面積は、毎年減少傾向にあり、平成28年と令和2年を比較すると150ha（4.0%）減少しています。

耕地面積の推移

単位：ha

年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
耕地面積	3,710	3,680	3,640	3,610	3,600	3,560

資料：市町村別作物統計調査



② 経営耕地面積

経営耕地面積は、減少傾向にあり、平成22年と令和2年を比較すると638ha（23.2%）減少しています。田の減少面積は785haとなっています。増減割合からみると、田が32.7%、樹園地が46.8%減少しているのに対し、畑が82.8%増加しています。

令和2年の地目別構成比は、田が1,619ha（76.6%）、畑が437ha（20.7%）、樹園地が58ha（2.7%）となっています。

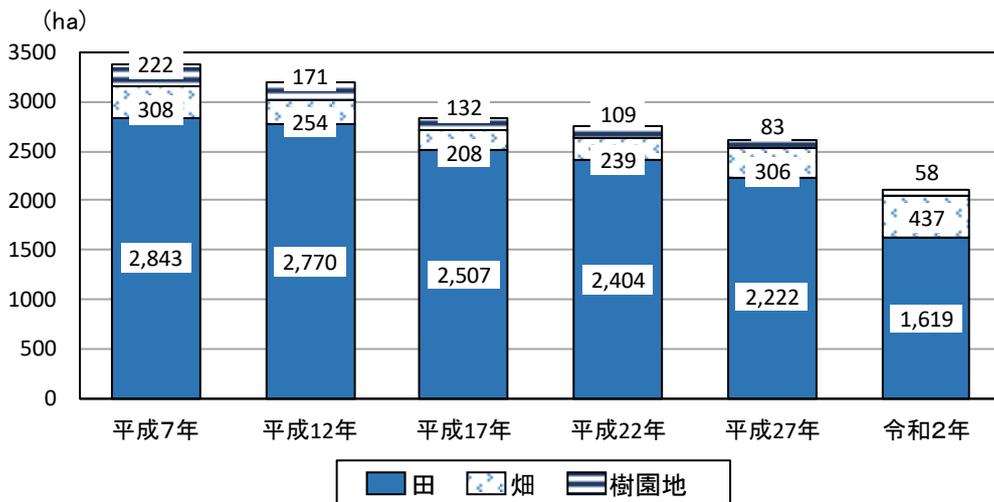
経営耕地面積の推移

単位：ha、%

年次	計	田	畑	樹園地
平成7年	3,373 (100)	2,843 (84.3)	308 (9.1)	222 (6.6)
平成12年	3,195 (100)	2,770 (86.7)	254 (7.9)	171 (5.4)
平成17年	2,847 (100)	2,507 (88.1)	208 (7.3)	132 (4.6)
平成22年	2,752 (100)	2,404 (87.4)	239 (8.7)	109 (4.0)
平成27年	2,611 (100)	2,222 (85.1)	306 (11.7)	83 (3.2)
令和2年	2,114 (100)	1,619 (76.6)	437 (20.7)	58 (2.7)

注) ()内は構成比。

資料：農林業センサス



③ 1戸あたり経営耕地面積

1戸あたり経営耕地面積は113aで、平成22年と令和2年を比較すると14a(14.1%)増加しており、地目別には田が1a(1.2%)、畑が14a(55.0%)の増加、樹園地が1a(25.0%)の減少となっています。

また、1戸あたりの経営耕地面積は、年々増加傾向にあり、農地集積が進んでいることも一つの要因として考えられます。

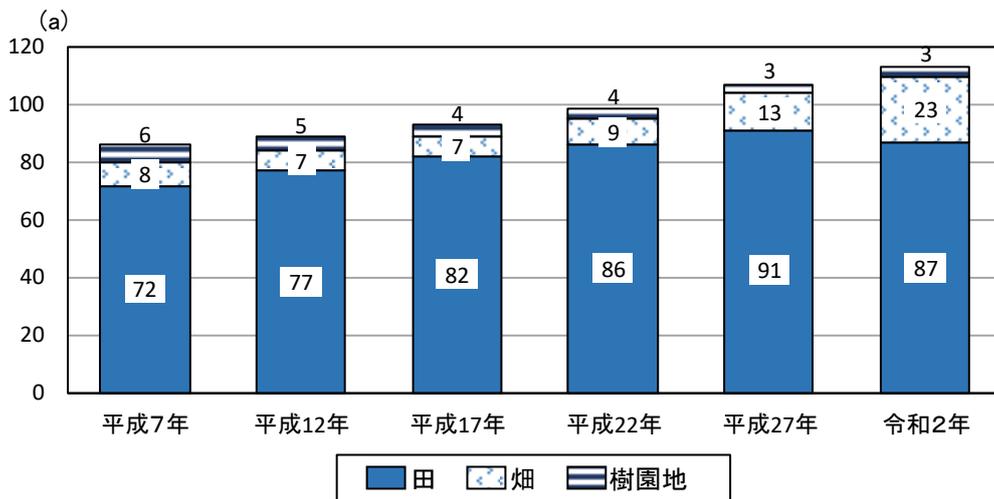
1戸あたり経営耕地面積の推移

単位：a、%

年次	計	田	畑	樹園地
平成7年	86 (100)	72 (83.7)	8 (9.3)	6 (7.0)
平成12年	89 (100)	77 (86.5)	7 (7.9)	5 (5.6)
平成17年	93 (100)	82 (88.2)	7 (7.5)	4 (4.3)
平成22年	99 (100)	86 (86.9)	9 (9.1)	4 (4.0)
平成27年	107 (100)	91 (85.0)	13 (12.1)	3 (2.8)
令和2年	113 (100)	87 (77.0)	23 (20.4)	3 (2.7)

注) ()内は構成比。

資料：農林業センサス



(3) 農業生産の現状

① 統計調査による農作物作付面積

作物別作付面積をみると、稲が最も多く、次いで野菜、果樹の順になっています。

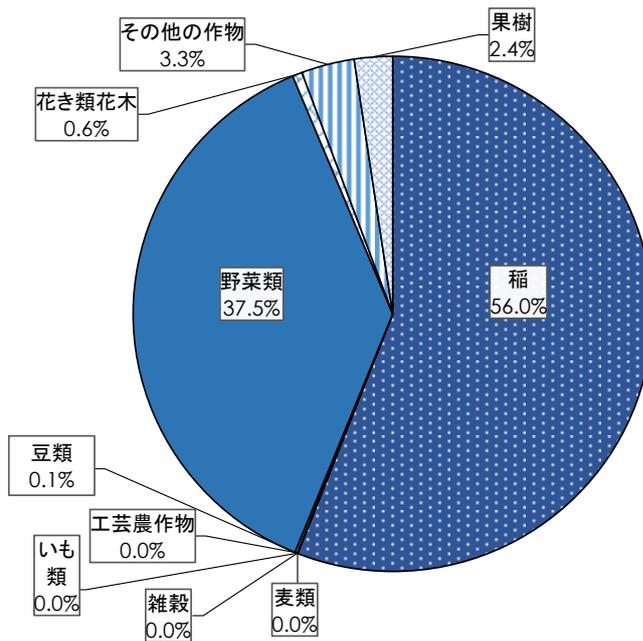
作物面積の合計で平成22年と令和2年を比較すると、394ha（15.5%）減少しており、類別では、稲が441ha（26.9%）、雑穀が1ha（50.0%）、豆類が1ha（25.0%）、果樹が43ha（45.7%）減少、野菜類が20ha（2.5%）、花き類・花木が8ha（38.1%）、その他作物が58ha（61.0%）増加しています。

統計調査による農作物作付面積

年次	合計	単位: ha									
		稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類・花木	その他の作物	果樹
平成17年	2,511	1,480	13	9	10	9	85	760	19	19	107
平成22年	2,538	1,641	6	2	24	4	55	785	21	13	94
平成27年	2,362	1,407	8	x	10	4	24	802	8	27	72
令和2年	2,144	1,200	x	1	x	3	x	805	13	71	51

資料: 農林業センサス

※xは、秘密保護上、数値を公表しないもの。



② 農業産出額

令和2年の農業産出額は、1,467千万円で、県下の産出額となっています。

ただし、農業産出額については全県的に減少していることもあり、平成27年と令和2年で比較すると、42千万円減少しています。具体的には、野菜類が654千万円（44.6%）、果実が65千万円（4.4%）、花きが20千万円（1.4%）と減少しており、野菜類、果実と花きが主な要因となっています。しかし、米については227千万円（15.5%）増加し、農業産出額全体に占める割合も、野菜類、豚に次いで3番目に大きくなっています。

農業産出額の推移

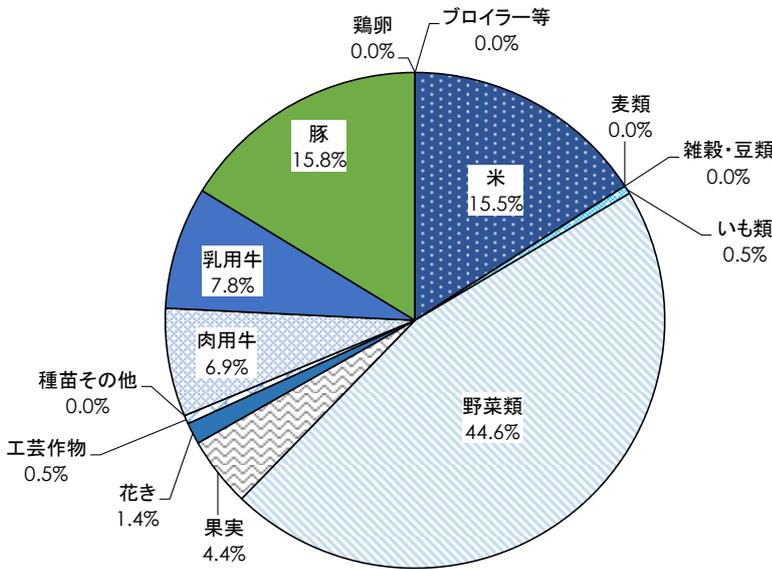
単位：千万円

年次	合計	耕種									畜産				
		米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜類	果実	花き	工芸作物	種苗その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏卵	ブロイラー等
平成12年	1,772	262	2	4	13	638	96	49	53	3	245	129	127	3	114
平成17年	1,693	257	1	1	8	620	72	42	34	2	205	113	173	6	153
平成22年	1,385	164	0	0	7	678	74	29	13	11	91	137	113	3	65
平成27年	1,509	177	0	0	11	747	72	28	10	12	112	138	126	4	73
令和2年	1,467	227	x	0	8	654	65	20	8	x	101	114	232	0	x

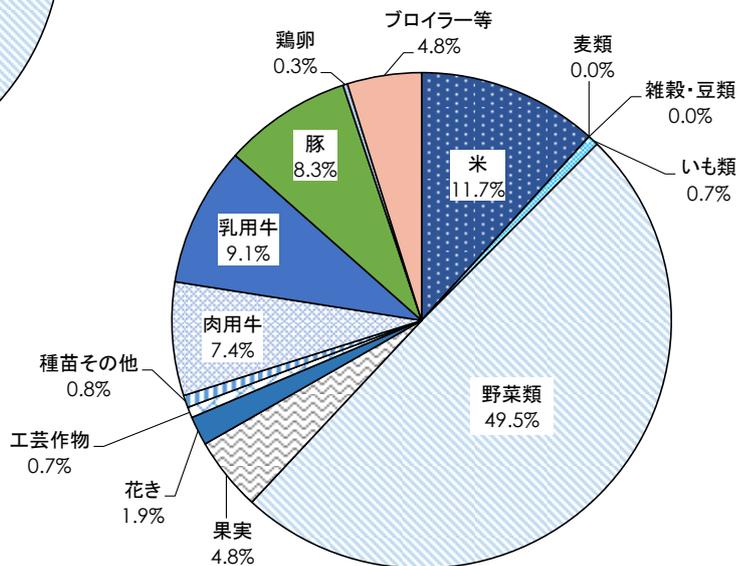
※端数処理により農業産出額計が一致しない場合があります。
 ※xは、秘密保護上、数値を公表しないもの。

資料：農林水産省市町村別農業産出額（推計）

農業産出額（令和2年）
（総額 1,467 千万円）



農業産出額（令和2年）
（総額 1,467 千万円）



③ 令和3年のJA系統販売実績

令和3年のJA系統の生産量が県下一であった青果物は茄子やレタス等、19品目となっています。特に、レタスやリーフレタス、白菜、メロン、すいかに関しては、県内生産量の90%以上が阿波市となっています。

令和3年 阿波市内の生産量が県下一の青果物(JA系統)

単位[数量=t][金額=千円][単価=円][シェア=%]

No.	品目	阿波市			県下全体			阿波市シェア (数量)
		数量	金額	単価	数量	金額	単価	
1	茄子	2,142	653,851	305	3,740	1,128,445	302	57
2	レタス	3,454	524,864	152	3,831	582,486	152	90
3	ミニとまと	308	158,040	514	363	188,965	520	85
4	えんどう	75	99,318	1,320	121	150,986	1,251	62
5	リーフレタス	384	98,129	255	408	102,870	252	94
6	トマト	279	91,433	328	649	190,044	293	43
7	ぶどう	58	89,981	1,543	86	118,815	1,384	68
8	キャベツ	811	49,631	61	1,011	63,140	62	80
9	ししとうがらし	45	28,994	646	75	47,504	632	60
10	白菜	513	23,753	46	542	24,943	46	95
11	アスパラガス	11	12,472	1,121	21	23,649	1,132	53
12	パセリ	16	12,438	802	23	19,570	857	68
13	南瓜	28	4,074	144	60	8,023	134	47
14	ズッキーニ	16	3,969	256	22	5,627	261	72
15	春菊	4	2,222	565	11	5,185	466	35
16	メロン	6	2,004	351	6	2,077	353	97
17	すいか	5	1,230	267	5	1,230	267	100
18	じゃがいも	9	910	106	17	2,038	121	51
19	みょうが	1	201	400	1	432	535	62

第2章 阿波市の農業を取り巻く状況

阿波市青果物旬のカレンダー(令和3年JA販売実績)

[単位:kg]

品目		冬		春			夏			秋			冬
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
果菜類	茄子	30,626	38,070	53,883	57,593	59,117	118,140	508,249	539,005	356,970	306,498	48,214	25,935
	トマト	25,516	18,936	21,228	24,914	20,052	30,972	73,182	8,186	4,380	8,656	19,352	23,700
	ミニとまと	29,350	29,782	29,781	34,176	35,354	40,267	20,283	4,182	8,982	17,201	27,525	30,887
	胡瓜	6,710	835		23,925	42,187	49,682	27,451	17,909	6,428	40,894	33,722	16,772
	青とうがらし	768	913	1,293	1,443	1,760	5,331	14,743	7,856	4,998	3,327	1,489	985
	南瓜					260	3,600	14,490	9,970				
	ゴーヤ							495	2,460	675	87		
	ピーマン						252	443	50				
	おくら						58	1,743	904	786	426		
穀物類	とうもろこし					3,960	147,480	44,180					
豆類	えんどう	2,686	2,749	5,036	39,079	12,747				23	2,120	5,740	5,063
	そらまめ				370	4,411							
	いんげん					290	2,566	1,000	38	4	182	1,194	184
	えだ豆					9,296	36,798	20,761	5,579	856			
果実的野菜	いちご	23,737	28,932	30,991	27,499	9,517	410					2,308	15,284
	すいか					380	4,170	50					
	メロン						3,540	2,165					
	ゆず											771	
葉菜類	レタス	379,860	696,482	644,230	388,190	58,170				100,870	577,900	608,780	
	キャベツ	80,100	65,280	125,140	106,850	166,710	83,030			910	143,800	39,180	
	白菜	126,375	70,215	10,110						4,520	101,340	200,825	
	リーフレタス	54,612	68,924	45,689	48,903	5,054	5			20,943	70,538	69,741	
	ほうれん草	2,767	8,067	9,942	3,705	3,177	3,046	2,485	1,420	1,018	2,379	3,200	4,688
	パセリ	2,215	2,465	4,205	2,530	40					215	1,435	2,405
	小松菜												
	みず菜	44	129	144	98	51	20				44	86	46
	ねぎ	2,864	3,481	6,087	4,364	4,632	4,174	5,013	4,418	3,105	2,872	3,175	4,164
茎類	アスパラガス		204	2,572	1,250	904	2,259	2,920	924	93			
	たまねぎ				300	220	1,160	580					
	にんにく				954	1,581							
花菜類	ブロッコリー	175,722	313,464	670,428	548,352	516,036	56,748	240			56,190	410,412	263,704
	カリフラワー	3,482	9,599	8,294	1,895	1,391	36				26	202	4,423
	いちぢく							601	1,187	1,302	28		
根菜類	大根	201,815	253,680	167,805	34,225	21,295	3,435					80,275	221,725
	人参			3,500	15,320	850							
芋類	じゃがいも					2,870	960		2,910			140	1,740
果実類	柿									16,257	43,029	31,715	5,019
	ぶどう					1,385	16,674	18,097	20,108	2,046			
	梅					17,670	9,060						
	すだち					92	703	421	13,384	20,066	5,214		
	デコポン			5,361	2,974	55							

第2章 阿波市の農業を取り巻く状況

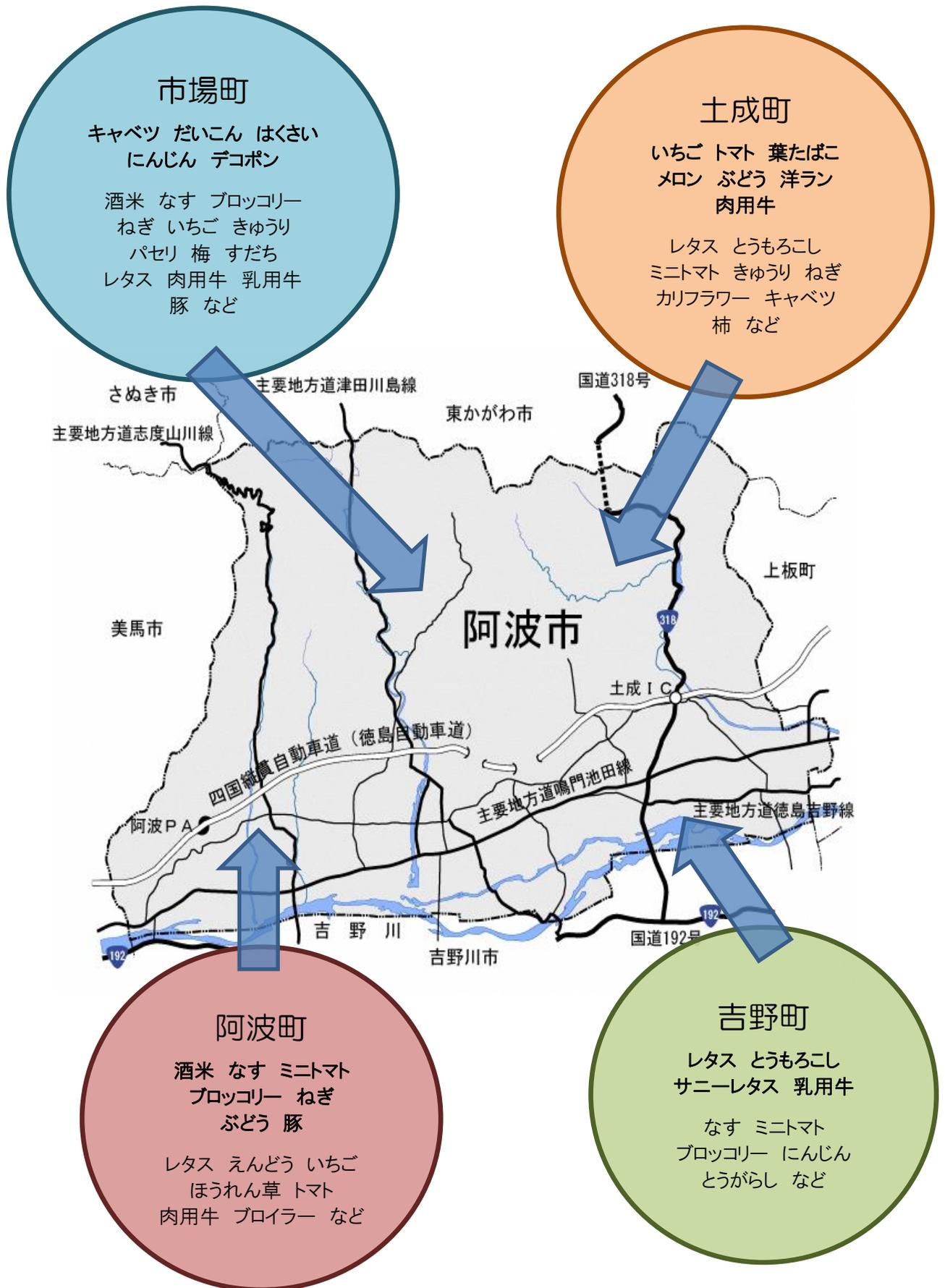
過去5年間の品目別の販売実績を比較すると、5年前から販売量の多かったブロッコリーやレタスが、数量・販売金額ともに増加している一方で、茄子やミニとまとは減少しています。また、現時点では生産量は多くありませんが、えだ豆やオクラ等も販売実績を伸ばしています。

令和3年阿波市青果物販売実績(JA系統)

単位[数量=t][金額=千円][数量伸率、金額伸率=%]

順位	市町村名	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		29年と3年の比較	
		数量	金額	数量伸率	金額伸率								
1	ブロッコリー	2,274	832,461	1,940	628,727	2,617	801,079	3,052	968,351	3,011	887,585	32	7
2	茄子	2,643	768,950	2,142	723,836	2,412	773,890	2,395	879,625	2,142	653,851	▲ 19	▲ 15
3	レタス	1,774	431,068	2,052	390,273	2,222	446,246	3,331	556,962	3,454	524,864	95	22
4	いちご	157	196,759	160	217,918	144	196,767	141	192,572	139	194,743	▲ 11	▲ 1
5	ミニとまと	434	254,854	433	238,221	357	194,800	307	166,767	308	158,040	▲ 29	▲ 38
6	えんどう	95	113,253	72	93,181	96	110,046	89	100,127	75	99,318	▲ 21	▲ 12
7	リーフレタス	354	152,910	361	114,521	364	117,517	357	88,970	384	98,129	8	▲ 36
8	トマト	512	144,548	325	101,229	216	74,340	252	88,481	279	91,433	▲ 46	▲ 37
9	ぶどう	78	83,511	69	84,420	58	75,080	59	85,670	58	89,981	▲ 26	8
10	キャベツ	841	86,027	787	76,588	907	65,676	949	81,255	811	49,631	▲ 4	▲ 42
11	胡瓜	310	77,832	387	105,981	337	81,908	287	78,306	267	61,854	▲ 14	▲ 21
12	とうもろこし	259	60,153	194	53,983	198	54,062	237	66,457	196	56,434	▲ 24	▲ 6
13	えだ豆	3	2,133	2	1,512	5	3,761	88	62,770	73	56,163	2,333	2,533
14	大根	1,509	128,635	789	81,619	1,102	68,668	1,005	58,156	984	61,736	▲ 35	▲ 52
15	青とうがらし	62	45,310	47	44,183	51	39,587	49	37,660	45	28,994	▲ 27	▲ 36
16	ほうれん草	58	38,484	48	28,464	57	30,583	56	28,454	46	23,993	▲ 21	▲ 38
17	ねぎ	78	26,648	65	22,836	80	26,372	83	25,531	48	14,758	▲ 38	▲ 45
18	柿	126	18,928	102	17,144	94	15,129	117	23,135	96	20,410	▲ 24	8
19	白菜	773	70,174	675	66,793	706	33,752	477	22,707	513	23,753	▲ 34	▲ 66
20	パセリ	20	27,524	20	21,980	21	20,549	19	12,149	16	12,438	▲ 20	▲ 55
21	アスパラガス	20	24,075	16	19,281	13	14,668	11	11,676	11	12,472	▲ 45	▲ 48
22	すだち	30	18,640	28	16,674	41	19,953	20	11,249	40	15,761	33	▲ 15
23	カリフラワー	44	8,231	41	8,173	41	8,434	52	8,451	29	5,673	▲ 34	▲ 31
24	人参	47	7,540	33	7,633	56	5,186	64	8,286	20	2,641	▲ 57	▲ 65
25	梅	30	8,574	31	7,772	24	6,972	13	5,921	27	7,989	▲ 10	▲ 7
26	いんげん	5	2,864	4	2,541	4	3,429	6	4,877	5	4,689	0	64
27	南瓜	30	5,337	17	2,694	12	1,932	19	4,120	28	4,074	▲ 7	▲ 24
28	デコボン	10	4,944	10	4,904	6	2,979	5	2,648	8	4,509	▲ 20	▲ 9
29	ズッキーニ	0	0	0	0	15	3,462	11	2,533	16	3,969	-	-
30	そらまめ	9	3,483	8	3,010	8	2,693	10	2,240	5	1,648	▲ 44	▲ 53
31	いちじく	7	2,774	4	1,730	5	2,186	4	2,034	3	1,563	▲ 57	▲ 44
32	にんにく	6	4,449	5	3,350	4	2,545	3	1,784	3	2,187	▲ 50	▲ 51
33	メロン	5	1,408	4	1,357	8	2,235	5	1,506	6	2,004	20	42
34	おくら	1	1,045	2	2,089	2	1,622	2	1,476	4	2,897	300	177
35	ゴーヤ	0	0	0	0	3	861	4	1,323	4	896	-	-
36	じゃがいも	10	909	8	507	7	517	4	1,245	9	910	▲ 10	0
37	みず菜	0	0	0	0	1	783	1	702	1	482	-	-
38	すいか	18	2,758	7	1,395	7	1,373	3	658	5	1,230	▲ 72	▲ 55
39	もも	1	173	1	267	1	235	1	500	1	240	0	39
40	ピーマン	1	246	1	595	1	241	1	261	1	229	0	▲ 7
41	栗	1	441	0.2	86	0.3	132	0.2	86	0.1	69	▲ 90	▲ 84
42	たまねぎ	13	933	6	351	2	124	0	18	2	165	▲ 85	▲ 82
合計		12,652	3,658,983	10,896	3,197,819	12,306	3,312,376	13,586	3,697,698	13,172	3,284,404	4	▲ 10

③ 阿波市の地域別農作物マップ



(4) 農業関係者アンケート調査結果

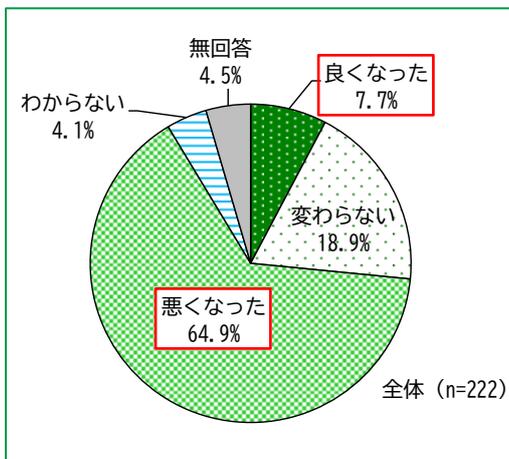
令和4年8月23日(火)～9月9日(金)の期間で、阿波市内の農業関係者400人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。(有効回答者数222人・回答率55.5%)

◆ 農業経営の現状 ◆

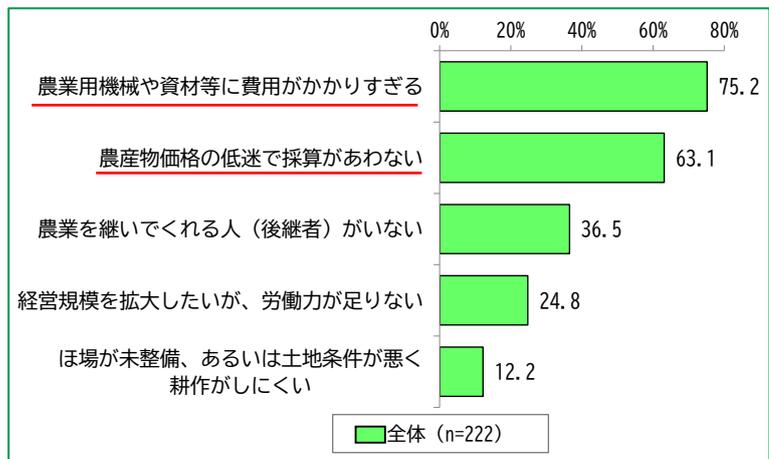
◎5年前と比べた農業経営の状況については、「悪くなった」の割合が64.9%と半数以上を占めている一方で、「良くなった」の割合は7.7%となっています。

◎農業経営を行う上での悩みについては、「農業用機械や資材等に費用がかかりすぎる」の割合が75.2%と最も高く、次いで「農産物価格の低迷で採算があわない」(63.1%)、「農業を継いでくれる人(後継者)がいない」(36.5%)、などが続いています。

【5年前と比べた農業経営の状況】



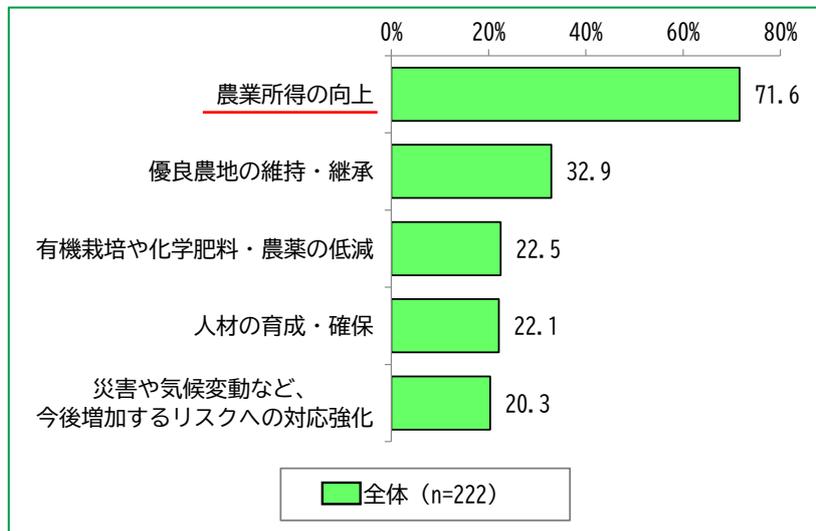
【農業経営を行う上での悩み(上位5項目)】



◆ 今後の農業経営について ◆

◎農業経営で重視している点・今後重視したい点については、半数以上が「農業所得の向上」(71.6%)と回答しています。次いで「優良農地の維持・継承」(32.9%)、「有機栽培や化学肥料・農薬の低減」(22.5%)などが続いています。

【農業経営で重視している点・今後重視したい点(上位5項目)】



◎今後の見通しについては、「現状のまま続ける」の割合が47.7%と約半数を占めており、次いで「規模を縮小する」(26.6%)、「拡大していく」(12.2%)、「農業をやめる」(5.4%)と続いています。

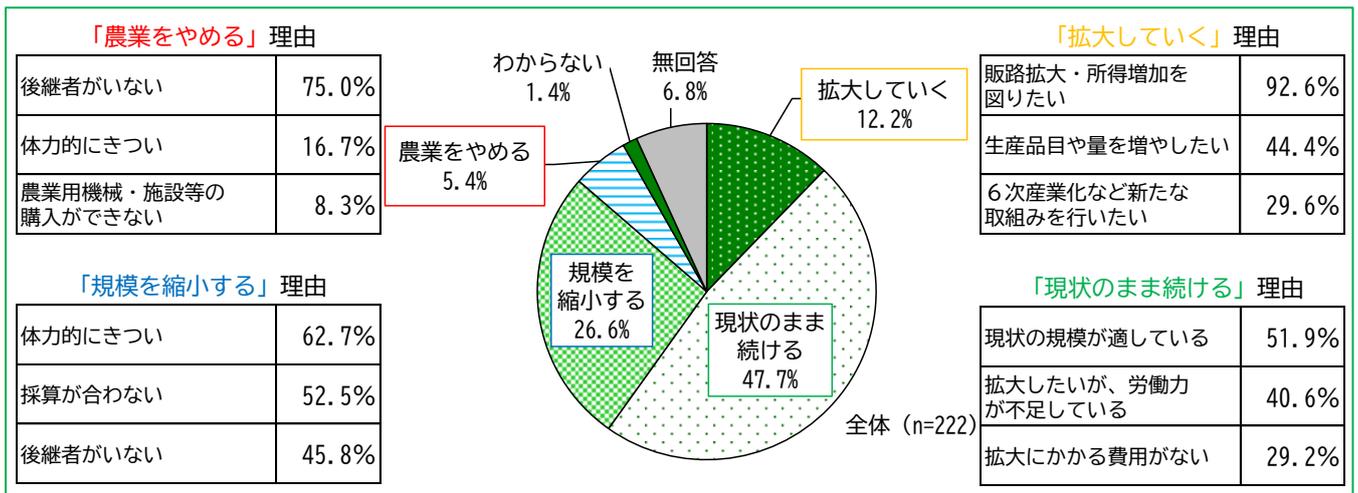
◎「拡大していく」と答えた理由については、「販路拡大・所得増加を図りたい」の割合が92.6%と最も高く、次いで「生産品目や量を増やしたい」(44.4%)、「6次産業化など新たな取組みを行いたい」(29.6%)となっています。

◎「現状のまま続ける」と答えた理由については、「現在の規模が適している」の割合が51.9%と最も高く、次いで「拡大したいが、労働力が不足している」(40.6%)、「拡大にかかる費用がない」(29.2%)となっています。

◎「規模を縮小する」と答えた理由については、「体力的にきつい」の割合が62.7%と最も高く、次いで「採算が合わない」(52.5%)、「後継者がいない」(45.8%)となっています。

◎「農業をやめる」と答えた理由については、「後継者がいない」の割合が75.0%と最も高く、次いで「体力的にきつい」(16.7%)、「農業用機械・施設等の購入ができない」(8.3%)となっています。

【今後の見通し、及びその理由（上位3項目）】

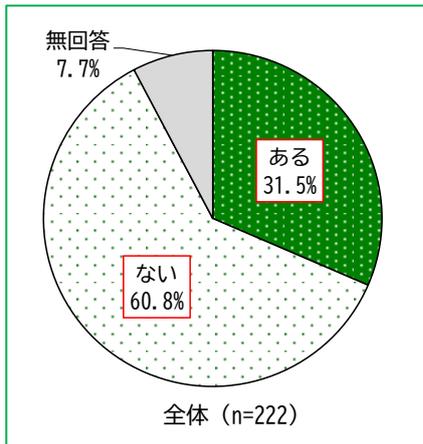


◆ 農地について ◆

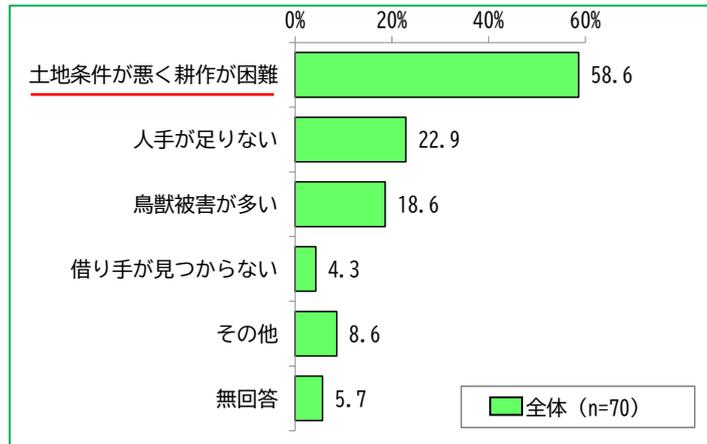
◎耕作していない農地の有無については、「ある」の割合が31.5%、「ない」の割合が60.8%となっています。

◎耕作していない理由については、半数以上が「土地条件が悪く耕作が困難」(58.6%)と回答しており、次いで「人手が足りない」(22.9%)、「鳥獣被害が多い」(18.6%)となっています。

【耕作していない農地の有無】



【耕作していない理由】

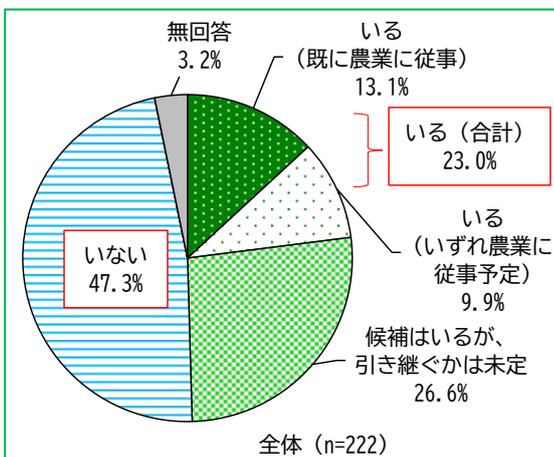


◆ 農業の担い手について ◆

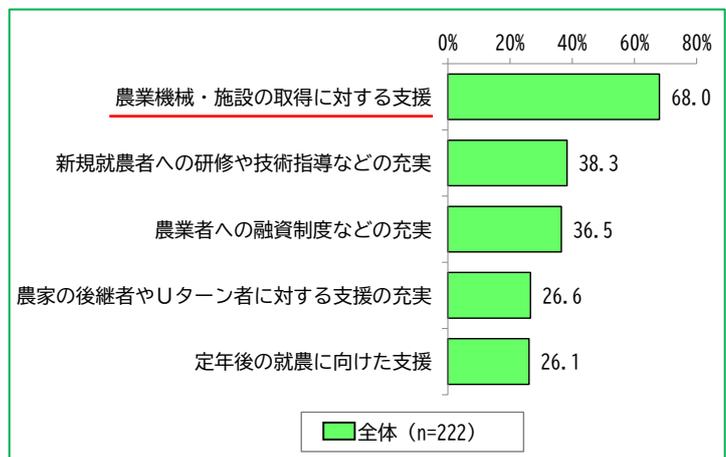
◎後継者の有無については、「いない」の割合が47.3%と半数近くを占めており、「いる」(23.0%) (うち、既に従事：13.1%、予定：9.9%) を大きく上回っています。

◎担い手の確保・育成のために必要なことについては、半数以上が「農業機械・施設の取得に対する支援」(68.0%)と回答しており、次いで「新規就農者への研修や技術指導などの充実」(38.3%)、「農業者への融資制度などの充実」(36.5%)となっています。

【後継者の有無】



【担い手の確保・育成に必要なこと (上位5項目)】

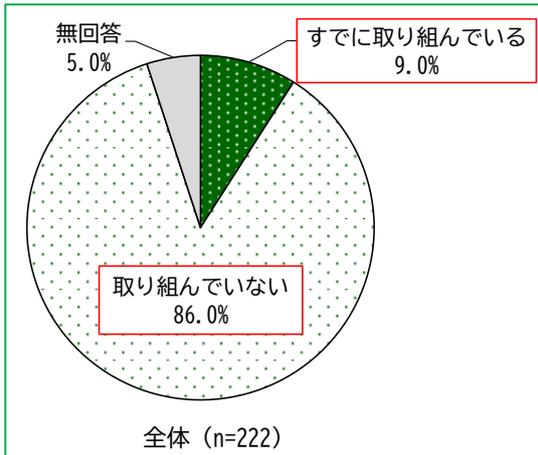


◆ 6次産業化について ◆

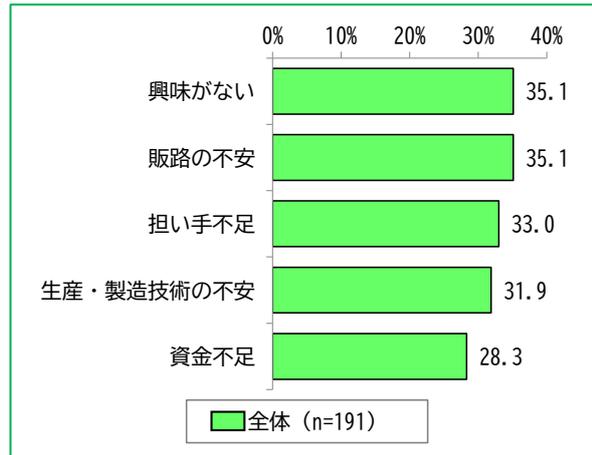
◎6次産業化への取り組み状況については、「すでに取り組んでいる」の割合が9.0%、「取り組んでいない」の割合が86.0%となっており、「すでに取り組んでいる」は1割に満たない結果となっています。

◎6次産業化に取り組んでいない理由については、「興味がない」「販路の不安」の割合がどちらも35.1%と最も高く、次いで「担い手不足」(33.0%)、「生産・製造技術の不安」(31.9%)、「資金不足」(28.3%)となっています。

【6次産業化への取り組み状況】



【取り組んでいない理由 (上位5項目)】

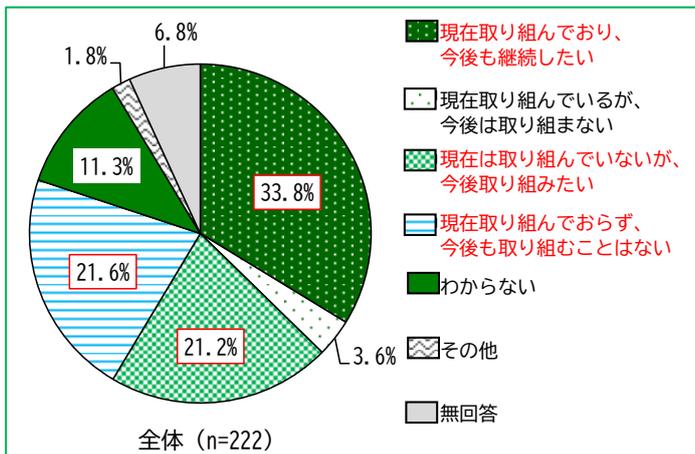


◆ 環境保全型農業について ◆

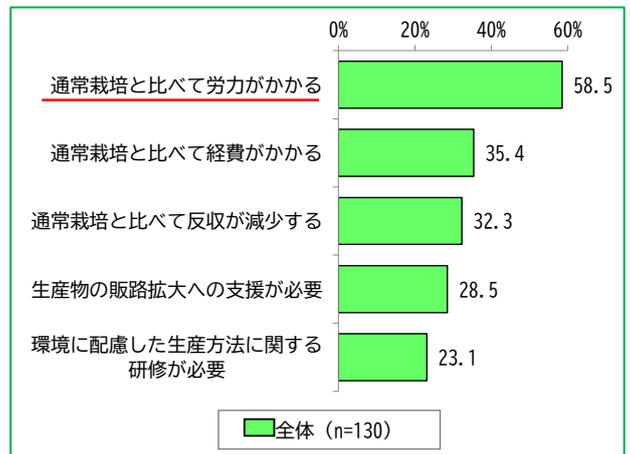
◎環境に配慮した農業への考えについては、「現在取り組んでおり、今後も継続したい」の割合が33.8%と最も高く、次いで「現在取り組んでおらず、今後も取り組むことはない」(21.6%)、「現在は取り組んでいないが、今後取り組みたい」(21.2%)と続いています。

◎環境に配慮した農業に取り組む上での課題等については、半数以上が「通常栽培と比べて労力がかかる」(58.5%)と回答しており、次いで「通常栽培と比べて経費がかかる」(35.4%)、「通常栽培と比べて反収が減少する」(32.3%)となっています。

【環境に配慮した農業への考え】



【取り組む上での課題 (上位5項目)】

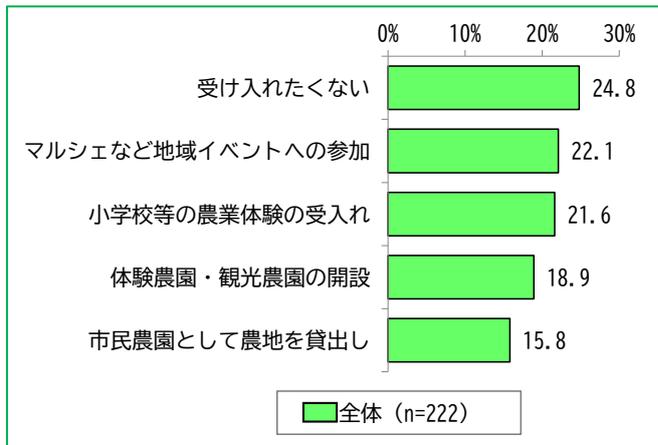


◆ 農業者以外の市民との交流 ◆

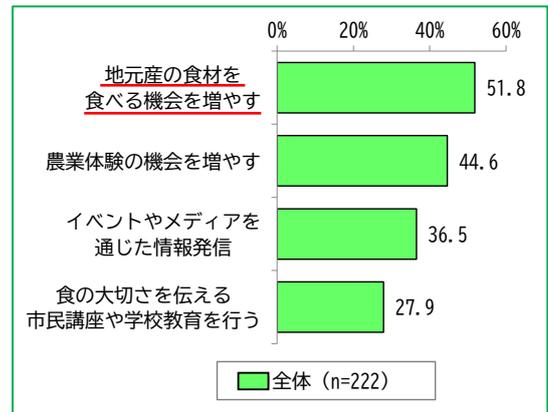
◎農業者以外の方々との交流については、「受け入れたくない」の割合が24.8%と最も高く、次いで「マルシェなど地域イベントへの参加」(22.1%)、「小学校等の農業体験の受入れ」(21.6%)、「体験農園・観光農園の開設」(18.9%)と続いています。

◎農業を身近に感じてもらうために必要な取組については、半数以上が「地元産の食材を食べる機会を増やす」(51.8%)と回答しており、次いで「農業体験の機会を増やす」(44.6%)、「イベントやメディアを通じた情報発信」(36.5%)、「食の大切さを伝える市民講座や学校教育を行う」(27.9%)となっています。

【農業者以外の方々との交流（上位5項目）】



【農業を身近に感じてもらう取組（上位4項目）】

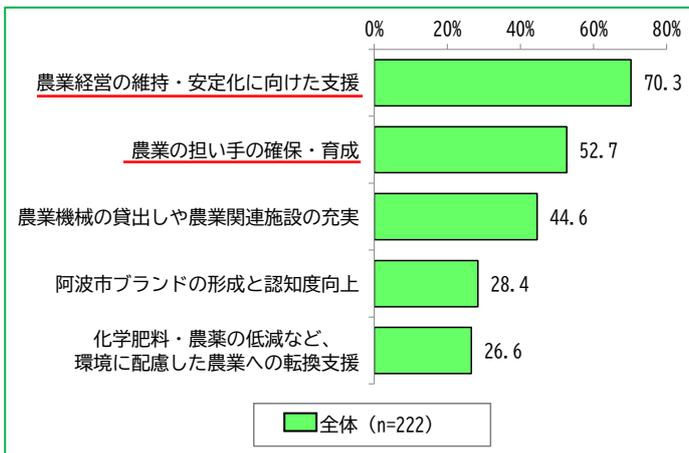


◆ 阿波市の農業振興について ◆

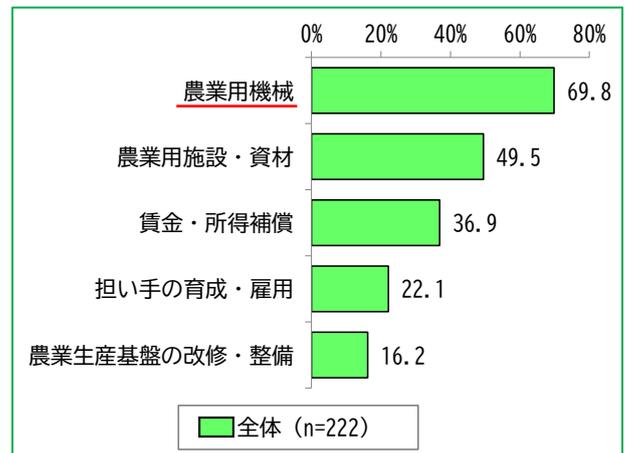
◎市が力を入れるべき施策については、「農業経営の維持・安定化に向けた支援」(70.3%)と「農業の担い手の確保・育成」(52.7%)がともに半数以上の回答率となっており、次いで「農業機械の貸出しや農業関連施設の充実」(44.6%)などが続いています。

◎補助・助成をしてほしいものについては、半数以上が「農業用機械」(69.8%)と回答しており、次いで「農業用施設・資材」(49.5%)、「賃金・所得補償」(36.9%)となっています。

【市が力を入れるべき施策（上位5項目）】



【補助・助成をしてほしいもの（上位5項目）】



第3章 阿波市農業の課題

1. 担い手不足の解消

本市の農業従事者数は、本市全体の高齢化や人口減少も相まって、高齢化が進み年々減少傾向にあります。

アンケート調査では、後継者の有無について47.3%が「いない」と回答しています。また、今後の農業経営の見通しについて、現状維持と回答した方の40.6%が「拡大したいが、労働力が不足している」、規模縮小と回答した方の45.8%が「後継者がいない」、農業をやめると回答した75.0%が「後継者がいない」と回答しています。

また、農業への関わり方も多様化していることから、新規就農者の確保と育成はもちろん、Uターン就農や農業内外からの参入促進、女性農業者への支援等、多様な担い手の確保に向けた取組を進めることが重要です。

農業外からの参入については、平成21年の農地法改正により、リース方式による企業や法人の農業参入が大きく進みましたが、令和2年12月末時点で農業参入したリース法人の件数は、徳島県全体で29件と四国4県の中で最も少なく、全国の都道府県と比較しても少ない状態となっています。担い手不足の解消に向けて、農業外からの参入が進むよう取り組むことも必要です。

2. 農業経営の維持・安定化

担い手不足や高齢化等の従来からの課題に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による中食・外食等の業務用需要の減少、ウクライナ情勢に伴う飼料・肥料の高騰等、農業経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。

本市においても、アンケート調査における農業経営を行う上での悩みについて、「農業用機械や資材等に経費がかかりすぎる」「農産物価格の低迷で採算が合わない」という回答がそれぞれ75.2%、63.1%となっており、採算が合わないことに悩みをもつ農家が多いことがわかります。また、本市の農業振興のために市が力を入れるべき施策については、「農業経営の維持・安定化に向けた支援」の回答が70.3%にのぼっており、継続的な支援が求められています。

また、WITHコロナ・アフターコロナ時代を見据え、「Turn Table」等を活用した首都圏への情報発信、ECサイト等の新たな販売チャネルを活用する等、農産物の販路開拓についても経営への支援と並行して取り組んでいく必要があります。

3. 農あるまちづくりの推進

本市の農業を持続可能なものとしていくためには、販路拡大や担い手確保につなげていく意味でも、地産地消を推進する等、市全体で協働して農業振興に取り組んでいく必要があります。

アンケート調査では、農業を身近に感じてもらうために必要なことについて、「地元産の食材を食べる機会を増やす」「農業体験の機会を増やす」がそれぞれ51.8%、44.6%と約半数となっており、農業者以外との交流の機会を増やし、まずは市民に農業に触れてもらうことが重要と考えられます。

4. 持続可能な農業への取組

国が「みどりの食料システム戦略」を策定して取組を進める中、本市においても農業の生産力向上と持続性の両立を目指して取組を進めることが重要となります。

また、平成27年の国連サミットにて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年までに達成すべき国際的な目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。阿波市においても、持続可能なまちづくりに向け、17の開発目標に対し、農業の中で取り組めることについては、意識的に取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、環境に配慮した農業の推進等が必要とされる中、アンケート調査では、環境に配慮した農業について、33.8%が「すでに取り組んでおり、今後も継続したい」と回答しており、「今後取り組みたい」（21.2%）と合わせると、半数以上の農家が環境保全型農業に関心を示しています。ただし、取り組む上での課題として、通常栽培よりも労力・経費がかかり反収も減少するという意見が多く、生産者への支援が不可欠です。

また、単に支援を行うだけでなく、具体的な栽培技術について有識者からの情報を提供する他、販路の開拓・確保に努めるなど、農業者の不安を軽減するとともに、経営の安定化を図れるような取組を検討する必要があります。

【SDGs（持続可能な開発目標）】



5. 農地の保全と利用による耕作放棄地等の対策

アンケート調査では、耕作していない農地の有無について31.5%が「ある」と回答しており、その理由として58.6%が「土地条件が悪く耕作が困難」と回答しています。また、農地を保全するための対策として必要なことについては、「税負担の軽減」が38.3%と最も多かったものの、「ほ場整備等の基盤整備」「耕作放棄地の再生」がそれぞれ36.0%、33.8%と続いており、「担い手への農地の集積」も30.2%となっています。

耕作放棄地の多くは基盤整備等が必要な状態にあることから、基盤整備及び保全管理を支援していく必要があります。さらに、再生した耕作放棄地を含め、農地を有効利用していくためには農地の集積・集約化が重要になると考えられます。

第4章 阿波市農業の基本的な考え

1. 基本理念

本市は、農業が市民の生命と健康を守る食料を安定的に供給する重要な産業であるとともに、健全な自然環境や景観の保全、文化の伝承など、市民の暮らしに多くの恵みをもたらすものであるという認識に立ち、今後も本市農業が豊かな市民生活を支える存在としてあり続けるべく、農業者のみならず消費者や事業者など多様な主体の理解と協力・連携のもと、県下一の農業地域としての伝統を継承、前進させていくことを農業振興の理念とします。

2. 将来像

本市の農業の特徴は、平野部から山間部、そして吉野川の川中島である善入寺島に至るまで、自然豊かで広大な田園と整備された農業施設のもと、多種多様な農業生産が営まれていることです。また、関西圏を中心とした大消費地に近く、安全・安心で高品質な農産物を全国に届ける食料供給基地としての役割を担っており、阿波市産の多様な農産物と農山村環境は、農業を通して市民生活をより豊かにしてくれる大きな可能性を秘めています。

その一方で、長引く市場価格の低迷に加え、農業資材、燃油価格の変動もあって、農業の収益性は大きく低下しています。そして、後継者不足、担い手の高齢化が進行し、荒廃農地が広がりを見せるなど、厳しい環境変化は、本市農業にも大きなダメージを及ぼしています。

このような中で、本市農業を将来にわたって維持・発展させていくためには、農業という産業が、農業者はもとより、市民や消費者にとって、また、次代を担う若者や子どもたちにとって魅力あるものにならなくてはなりません。

そのためにも、生産性や販売力を高める「産地づくり」、それを生み出す「人づくり」、農業との関わりを深め、広域的に支える「地域づくり」を通じて、魅力と活力に満ちた農業を創造していくことで、まちに活気と希望をもたらし、次世代へとつながる豊かな農村を築き上げることができま

す。

これらの特徴と課題、基本的な考え方を踏まえ、本市農業の将来像を以下のように定めます。

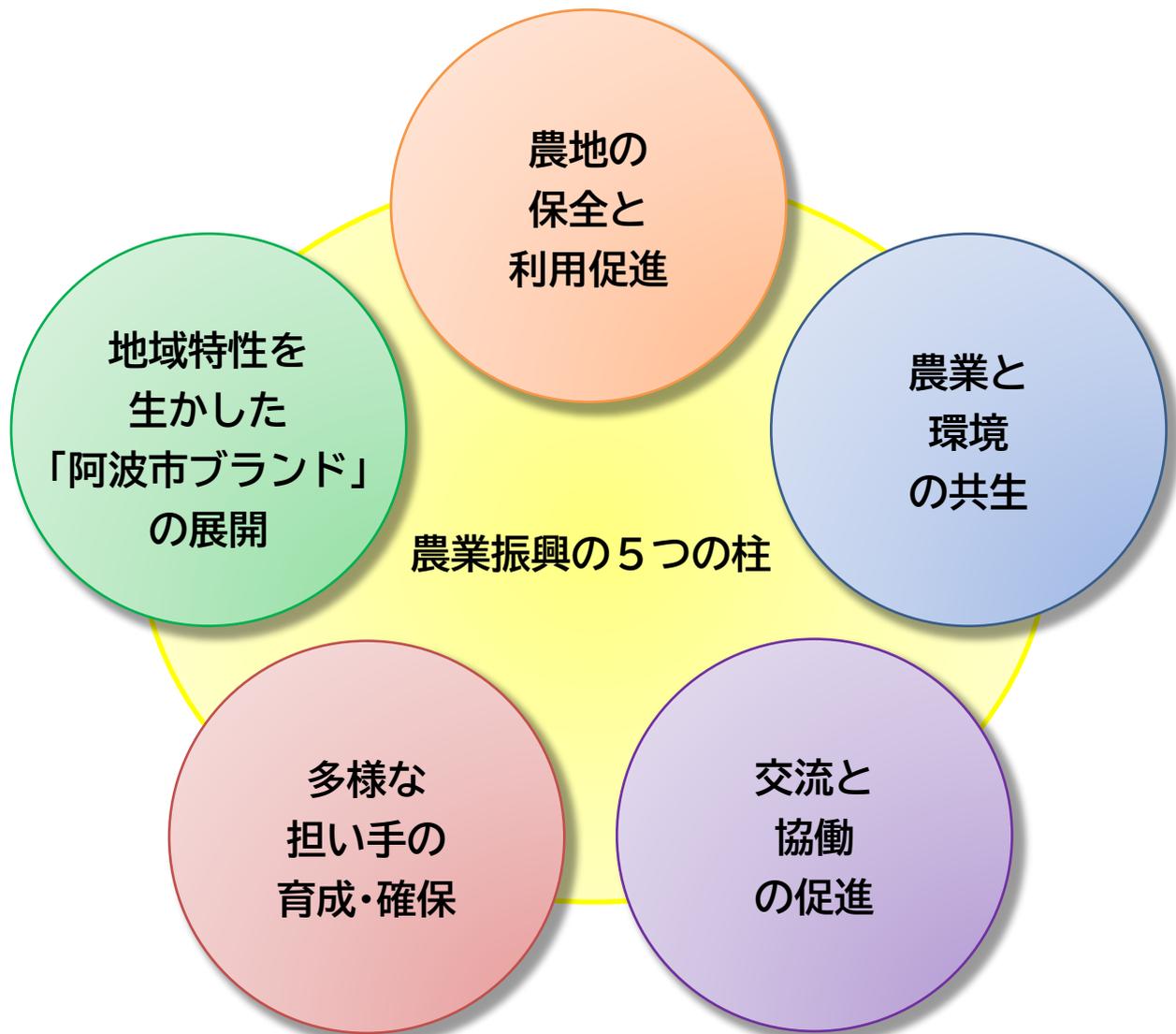
阿波市農業の将来像

「魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業」

3. 阿波市の農業振興の基本方針

本市農業の将来像を実現するために、「第3次阿波市農業振興計画」において以下の5つの基本方針を設定し、農業振興の5つの柱とします。

- 基本方針1：地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開
- 基本方針2：農地の保全と利用促進
- 基本方針3：農業と環境の共生
- 基本方針4：多様な担い手の育成・確保
- 基本方針5：交流と協働の促進



4. 将来像を実現するための施策の体系

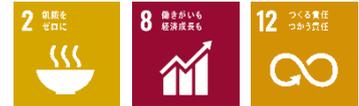
将来像を実現するための施策の内容は、5つの基本方針（農業振興の柱）のもと、以下に示す体系で構成し、施策の展開を図ります。

将来像	基本方針	主要施策	
「魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業」	1. 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開	(1) 阿波市ブランドの構築 (2) 農産物の販路拡大と販売促進 (3) 畜産の振興 (4) スマート農業の推進	
	2. 農地の保全と利用促進	(1) 鳥獣被害対策 (2) 耕作放棄地の発生防止及び解消 (3) 農地の保全管理支援 (4) 農地有効利用のための基盤整備 (5) 農地の集積・集約化の促進	
	3. 農業と環境の共生	(1) 有機農業に取り組むモデル地区づくり (2) 安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築 (3) 農業用廃材の適正処理	
	4. 多様な担い手の育成・確保	(1) 新規就農者の確保と育成 (2) 認定農業者の育成 (3) 集落営農の組織化、法人化の推進 (4) 農業関連企業の誘致 (5) 小規模農家への支援 (6) 女性・高齢農業者への支援 (7) 農福連携の推進 (8) 農業内外からの参入支援 (9) 次世代につなぐための人材育成	
	5. 交流と協働の促進	(1) 阿波市産農産物の魅力浸透 (2) 農商工観、産官学金連携の促進 (3) 交流・協働による食農教育と地産地消の推進	
	3つの重点プロジェクト		
	「産地づくり」プロジェクト	▶ 阿波市のいいもの“もっと”創造・展開プロジェクト ▶ 未来につなぐ環境にやさしい農産物づくりプロジェクト	
	「人づくり」プロジェクト	▶ 「活力あふれる阿波市農業」を支える担い手育成プロジェクト ▶ 次世代への「魅力あふれる阿波市農業」継承プロジェクト	
	「地域づくり」プロジェクト	▶ 阿波ベジを食べよう！食育&健康づくりプロジェクト	

第5章 基本方針別の施策の内容

基本方針1 地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開

本市では、各地域の特性や特色を生かした多種多様な農産物が生産されています。これらの農産物を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、差別化を図るとともに、生産性の向上や販売力の強化、認知度拡大に向けた取組を展開し、地域ブランド力を一層高めていくことで、農家所得の向上につなげます。



(1) 阿波市ブランドの構築

本市で生産される農産物やその加工品を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、他地域との差別化、市場競争力の強化を図るため、生産・販売体制の底上げやさらなる魅力の創出、地域全体としてのブランドイメージの確立に向けた取組を進めます。

①ブランド化推進品目の生産販売体制強化

本市が育成を推奨する「ブランド育成品目」、特産品認証制度の対象品目として定める「めざせ！ブランド品目」の生産・販売体制の支援を継続して実施し、品目の拡充等も検討しながら、地域の特色ある農産物の生産拡大とブランド化を推進します。

ブランド育成品目 [13品目]	
<p>主力野菜等</p> <p>※販売実績金額が1億円程度のもの</p> <p>①なす ②レタス(サニーレタス含む) ③トマト(ミニトマト含む)</p> <p>④ブロッコリー ⑤いちご ⑥えんどう ⑦だいこん ⑧ぶどう</p> <p>⑨キャベツ ⑩ほうれん草 ⑪ねぎ ⑫シンビジウム</p> <p>[12品目]</p>	<p>左記以外の野菜</p> <p>※JA推奨品目</p> <p>⑬アスパラガス</p> <p>[1品目]</p>

目指せ！ブランド品目 [14品目] (認証対象品目)		
<p>主力野菜等</p> <p>※3カ年の販売実績が1億円以上のもの</p> <p>①なす ②レタス(サニーレタス含む)</p> <p>③トマト(ミニトマト含む)</p> <p>④ブロッコリー ⑤いちご ⑥えんどう</p> <p>⑦だいこん ⑧シンビジウム</p> <p>[8品目]</p>	<p>左記以外の野菜等</p> <p>※地域の特色あるもの</p> <p>⑨ポンダリン</p> <p>⑩ぶどう</p> <p>⑪白なす</p> <p>⑫メロン</p> <p>[4品目]</p>	<p>畜産品</p> <p>※県下一の生産量のもの</p> <p>⑬肉用牛</p> <p>⑭豚</p> <p>[2品目]</p>

阿波市特産品認証制度とは？

- ・阿波市特産品認証制度は、阿波市の特色ある優れた農畜産品やそれを利用した加工品を「阿波市の特産品」として認証し、販売促進・認知度向上などを支援する制度です。
- ・この制度は「がんばる生産者」を応援し、ブランド製品づくりに向けた生産者のさらなる意欲や活力の向上を目的としています。



認証マーク

②特産品認証制度の充実と販売PR強化

本市の魅力ある農産物やそれらを利用した加工品を“阿波市のいいもの”として認証する「特産品認証制度」のさらなる普及・浸透と販売PR活動の強化を図りながら、既存認証品の認知度拡大や購入機会の拡充、新たなブランド製品づくりに向けた取組を推進します。



③6次産業化の推進

農産物の生産から加工、販売を通じて新たな価値を生み出す6次産業化に取り組む農業者の第一歩を後押しするため、実践的なサポート体制や加工施設整備、加工品の開発等に対する支援を行うとともに、他業種との連携促進や情報発信の強化、県や他市町と構成する「とくしま六次産業化推進連携協議会」を通じた販路拡大への取組など、6次産業化にチャレンジしやすい環境づくりを進めます。

④地域ブランドの確立と浸透

本市は、県下の生産量を誇る農産物が多くありながらも産地としての認知度が低く、その独自性や優位性を十分発揮できていない状況にあります。そこで、本市で生産される農産物やその加工品を総じて「阿波市ブランド」として再定義し、生産者や関係機関・団体等と連携した統一的・効果的な情報発信に取り組むことで、「阿波市産」であることの露出機会を増やし、選ばれる産地としての地位の確立と浸透を図ります。



(2) 農産物の販路拡大と販売促進



農業所得を向上し、本市農業を持続可能なものとするためには、本市で生産された農産物を余すことなく有利に販売できる環境を確保していく必要があります。市内外における効果的な販売促進活動や新たな販売ルートの開拓に向けた取組を進め、消費者動向の変化やWITHコロナ・アフターコロナ時代に即した販売チャネルの多様化を推進します。

①地域内流通の促進

市産農産物や加工品の購入機会を拡充し、地産地消を推進するため、直売所の充実や量販店等での販売促進、新たな販売スタイルの検討を行うとともに、マルシェや料理教室等のイベントを通じたPR・販売機会の創出と市民の購買気運の醸成を図ります。

また、学校給食での利用拡大をはじめ、飲食店や福祉施設・病院、流通・加工業者等との連携を図りながら、地域食材の利用促進に努めます。



②多様な販路の開拓

県内外で行うPR活動の充実をはじめ、都市圏等の新規市場開拓に係る支援、ふるさと納税の返礼品登録の促進やソーシャルメディアを活用した情報発信の強化を図ります。

また、県等の関係機関と連携して、首都圏等における商談機会・キャンペーンの充実や国内外へのプロモーションの強化、規格外品の有効活用に向けた取組を推進し、多様な販売ルートの確保に努めます。



(3) 畜産の振興



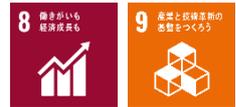
本市農業の基幹的部門でもある畜産の振興を図るため、効率的かつ安定的な経営に向けた取組や家畜伝染病対策の強化等を進めます。

①耕畜連携の推進

畜産農家と耕種農家の連携による両者の経営の安定化、地域内での資源循環を促進するため、稲発酵粗飼料（WC S用稲）や飼料米等の生産、堆肥の圃場への還元と地域内流通の拡大等に向けた耕畜連携の取組を推進します。

②家畜伝染病対策の強化

県や関係団体と連携し、豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた危機管理体制の強化と防疫対策の徹底、被害の拡大防止に努めます。



(4) スマート農業の推進

生産性向上と省力化による持続可能な産地づくりを進めるため、データを活用した生産管理やロボットトラクター、農業用ドローンの導入など、スマート技術の現場実装を推進するとともに、即戦力となる人材の育成や農業内外からの参入促進を図りながら、スマート農業の普及に向けた取組を推進します。

①スマート技術の導入に向けた支援

農機メーカー・ICT関連企業等と情報交換を行い、地域の実情に合ったスマート技術や導入事例、各種セミナー等の情報を発信するなど、農業者がスマート農業に関する情報に触れる機会の充実に努めます。

また、国や県において導入が推奨されるスマート技術がある場合には、農業者が積極的に導入できるよう、導入費用の助成等の支援を検討します。

②スマート技術実装に向けた人材育成

スマート農業の実践において即戦力となる人材を育成・確保する観点から、農業大学校や「施設園芸アカデミー」等を活用した技術者の養成を目指します。

また、農機メーカー等の農業分野の企業や、ICT・ロボット等に関する農業分野以外の企業も含め、スマート技術のノウハウを有する民間事業者等の参入促進に努めます。

【基本方針1における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎JA、農業者等と連携し、「阿波市ブランド」の強化に向けて、農産物の販路拡大や販売促進、情報発信の強化を図ります。
農業者	◎「ブランド育成品目」や「目指せ！ブランド品目」をはじめとする農産物の生産拡大・品質向上に努めます。
JA	◎行政と連携し、農業者の生産活動や販売拡大等の取組を支援します。
市民	◎「阿波市ブランド」に関心を持ち、積極的な購入に努めます。

基本方針2 農地の保全と利用促進

安定した農業生産と農業の持つ多面的機能を維持していくためには、農地等の地域資源を適切に保全し、有効活用を図ることが必要です。農産物被害を引き起こす有害鳥獣への対応をはじめ、関係機関と連携した耕作放棄地の発生防止及び解消に努めるとともに、圃場や水路など農業生産基盤の充実・維持、地域の担い手等への農地集積・集約化を進めます。



(1) 鳥獣被害対策

イノシシ、サル、シカ、カラスなど野生鳥獣による被害は、農作物だけにとどまらず農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加等にもつながることから、捕獲と防除の両面から地域ぐるみでの総合的な対策を進めていく必要があります。

地域の猟友会による捕獲活動や狩猟免許取得への継続した支援を通じて、新たな会員確保や協力体制の強化に努めるとともに、鳥獣被害の適切な実態把握を行い、地域における効果的な対策の検討や意識の醸成を図りながら、地域が一体となった鳥獣被害対策を持続的かつ効果的に展開し、農業者が安心して生産活動に従事できる環境づくりを進めます。



(2) 耕作放棄地の発生防止及び解消

関係機関と連携した調査・指導、利用促進や保全に向けた取組を推進し、耕作放棄地の発生防止及び解消に努めます。

① 農地中間管理事業の推進

農地の貸し借りにおいて中間的受け皿となる農地中間管理機構の活用を一層推進し、離農や規模縮小を希望する農地の出し手農家から、規模拡大や新規参入を希望する受け手農家への貸し付けを進め、農地の有効利用の継続と耕作放棄地の発生防止を図ります。

② 農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の活動

農地パトロールを実施し、耕作放棄地や遊休農地の実情把握と必要に応じた助言・指導を行うとともに、農地の所有者と活用を希望する者とのマッチングを図るなど、農地利用の最適化を進めます。



(3) 農地の保全管理支援

地域の協働による継続的な農業生産活動や、農地等の多面的機能を支える活動等を支援し、農地の有効利用と地域資源の適切な保全管理を推進します。

①中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利地域における農業生産の維持や農地保全を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落単位での継続的な農業生産活動等や体制整備に向けた取組を支援します。

②多面的機能支払制度の推進

農地や水路、農道等の地域資源が持つ多面的機能（水源の涵養、国土の保全、景観の形成など）の維持と質的向上を目的とした多面的機能支払制度を推進し、農業者や地域住民、関係団体等で構成される活動組織が取り組む地域の共同活動を支援します。



(4) 農地有効利用のための基盤整備



効率的かつ安定的な営農環境を確保し、農地の有効利用を促進するため、国営吉野川北岸二期土地改良事業による関連施設の整備、充実及び維持管理体制の強化を図ります。

また、地域の担い手が耕作しやすい圃場を整備し、作業効率の向上と農地集積の加速化を図るため、農地中間管理機構事業を活用した農地整備を推進します。

このほか、農道や農業用排水施設等の計画的整備を進めるとともに、農地や水路等の地域資源を守るための地域ぐるみの共同活動を支援し、農業生産基盤の充実・維持に努めます。

(5) 農地の集積・集約化の促進



農業生産に欠かせない農地を将来にわたって維持するとともに、効率的な利用と生産量の拡大に結びつけるため、関係機関との連携や地域の合意形成を図りながら、担い手等への農地集積・集約化を計画的に進めます。

① 農地の利用集積の推進

農地中間管理事業や利用権設定も含めた農地制度の周知と活用促進を図るとともに、関係機関と連携し、農地の出し手と受け手の情報共有、マッチングしやすい環境を整えるなど、地域の担い手等への農地の利用集積をさらに進めます。

②「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の作成

地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」が、農地ごとの将来の受け手を明確化した目標地図を含む「地域計画」として位置付けられたことを踏まえ、地域の農家や農業委員会、関係機関等による協議と計画策定に取り組むとともに、計画に基づいた農地の集約・維持に努めます。



【基本方針2における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎地域における持続的な農業生産活動等の取組を支援するとともに、関係機関と連携し、担い手等への農地の集積・集約化を促進します。
農業者	◎農地の保全管理に努めます。



基本方針3 農業と環境の共生

世界的に食料の安定供給と地球環境の両立が求められる中、国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、温室効果ガスや化学農薬・化学肥料の低減、有機農業の面的拡大を掲げています。本市においても、その実践に向けた取組を進めるとともに、安全・安心な農産物の生産手法や環境負荷低減への取組を推進し、環境と調和した農業生産活動の普及浸透を図ります。



(1) 有機農業に取り組むモデル地区づくり

有機農業の面的拡大を掲げ、化学肥料2割減、化学農薬1割減を2030年までの中間目標とする、国の「みどりの食料システム戦略」の実践に向けた取組の一つとして、有機栽培技術の定着と人材育成に取り組むとともに、有機食材の学校給食への導入や販路の確保に向けた検討など、生産から消費まで一貫したモデル地区づくりに向けた取組を通じて、有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の浸透を図ります。

①有機栽培技術の実践に向けた支援

有機農業について、市内外における実践事例を収集し検証するとともに、研修会や勉強会を通じた情報の提供・共有化に努め、一定の収量・品質を安定的に確保するために必要な栽培技術の確立と浸透を図ります。また、関係機関と連携し、有機農業への参入促進や有機JAS制度の普及啓発にも取り組めます。

②地域で有機農業を支える取組の推進

有機農業に取り組む上での課題として、販路面での不安があげられていることから、有機農産物や有機JASに対する理解醸成と関心の向上を図り、安定して地域内で消費される仕組みづくりが必要となります。そこで、直売所等での販売支援、学校給食での積極的な活用など、有機農業を地域で支えるモデル地区づくりに取り組めます。

【有機JAS制度】

JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者には「有機JASマーク」の使用を認める制度のこと。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機」や「オーガニック」と表示できません。





(2) 安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産・供給するため、農業生産工程管理（GAP）の普及促進やトレーサビリティ・システムの導入推進を図るとともに、化学肥料や化学農薬を抑えた環境保全型農業のほか、エコファーマー制度の普及拡大など、環境にやさしい農業の生産方式を推進します。

①農業生産工程管理（GAP）の普及啓発

農業者にとって農薬や肥料の適正使用はもとより、農場管理や農業従事者の衛生管理など、生産・収穫調整・加工・出荷までの一連の生産工程を管理する手法として、GAP（農業生産工程管理）の導入を推進します。

また、GAPに関する情報発信やPRを強化し、消費者や流通業者等の認知度を高めるとともに、関係機関と連携し、認証取得等の取組を支援するなど、GAP導入が農業者の経済的メリットにつながるよう努めます。

G A P と は ？

- ・「GAP」とは「Good(良い) Agricultural(農業) Practice(実践)」の頭文字を取ったもので、「農業生産工程管理」と訳されます。農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。
- ・世界基準である「グローバル GAP」や、実質的な国内基準である「JGAP」等があり、徳島県では県独自の「とくしま安²GAP 認証制度」が運用されています。



【GLOBALG.A.P（グローバルギャップ）】

農業生産における様々な面での持続性に向けた取組でありその結果として安全で品質のよい農産物をもたらす「GAP」の、ヨーロッパ発の世界認証のこと。



【ASIAGAP（アジアギャップ）】

今後、アジアにおいて GAP の一層の普及が期待され、主流の認証の仕組みとなることから、JGAP（日本版 GAP）のうち「Advance」を GFSI（Global Food Safety Initiative：世界食品安全イニシアティブ）の GFSI Benchmarking Requirements Version 7 に対応して改訂版としたもの。



【JGAP（ジェイギャップ）】

JGAP Advance が「ASIAGAP」となったことから、既に多くの関係者から支持を得ている日本の標準的な JGAP から Basic の名称をはずし、「JGAP」に改名したものを。



【とくしま安²農産物（安²GAP）認証制度】

徳島県独自の GAP を導入した制度で、農産物の生産・品質管理体制を徳島県が認定・登録し、登録情報を公開するものです。認定された農産物に認証マークを表示することによって、商品情報の入手先を消費者に伝え、商品を介して相互理解を深めます。



②エコファーマー制度の推進

持続性の高い農業生産方式である土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式を推進します。

【エコファーマー制度】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む）は持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、県知事に認定を受ける制度です。



③トレーサビリティ・システム等の推進

生産者が農産物を取り扱った際の記録を作成し保存しておくことなど、生産者、消費者の双方向のコミュニケーションができるトレーサビリティ・システムの導入を推進します。

【トレーサビリティ・システム】

「トレース（跡をたどる）」「アビリティ（可能）」を組み合わせた言葉。ここでは、スーパー等に並んでいる農産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか、消費者がいつでも把握できる仕組みのことを指します。

④ I P M 総合的病害虫・雑草管理の推進

病害虫や雑草防除において、天敵や防虫ネット、防蛾灯等、様々な防除技術を組み合わせ、発生を抑制する取組を進めます。

【I P M 総合的病害虫・雑草管理】(Integrated Pest Management)

利用可能なすべての防除技術（耕種の防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術です。I P M を通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能になります。

⑤環境保全型農業の推進

食の安全・安心の確保に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応が強く求められている中、安全な農産物の生産と環境に配慮した持続的な農業経営の実現に向けて、化学肥料や化学農薬の使用量の低減など、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業の普及推進を図ります。

⑥農業版BCP（事業継続計画）の推進

近年、大規模な自然災害が頻発し、農業経営のリスクが高まる中、食料の安定供給や市場の信頼確保の観点からも、自然災害をはじめとする危機事象への備えは重要性を増しています。緊急時における優先事項や復旧・再開の手順等を定めた農業版BCP（事業継続計画）の策定を促進し、BCP策定と実践に向けた農業者の意識向上に努めます。

(3) 農業用廃材の適正処理



阿波市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会と連携し、農業用使用済みプラスチック等について、リサイクルを基本とした適正処理を進めます。

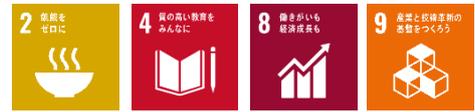


【基本方針3における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎有機農業や環境保全型農業、GAP 認証など、安全・安心な農産物の生産や環境と調和した農業生産活動の普及を図ります。
農業者	◎有機農業や環境保全型農業、GAP の導入等を検討し、取り組みます。
J A	◎有機農業や環境保全型農業等に取り組む農業者の支援に努めます。
市民	◎有機農業や環境保全型農業、GAP への理解と関心を深め、農業者の取組を応援します。

基本方針4 多様な担い手の育成・確保

農業者の高齢化や後継者不足が進行する中、本市の基幹産業である農業を維持するため、新規就農者の確保や育成、認定農業者の育成に継続的に取り組みます。また、本市の多様な農業生産を支える小規模農家や女性農業者への支援のほか、農業内外からの参入促進、子どもたちの農業体験学習の充実など、多様な担い手の育成・確保を図ります。



(1) 新規就農者の確保と育成

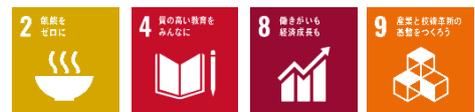
農業者の高齢化や後継者不足により農業の担い手が減少する中、新たな担い手の確保と育成を進めるため、県やJA等関係機関と連携し、就農準備や受け入れ体制の充実、就農後のきめ細かな支援等による就農定着を図ります。

①新規就農者の受け入れ体制の充実

青年等就農計画認定制度（認定新規就農者）の普及促進を図るとともに、関係機関と連携した就農相談や土地情報の提供に努めます。また、技術習得の場として大規模農家や農業法人等とのコーディネートをはじめ、後継者不在で第三者への経営移譲を希望する農家とのマッチング支援など、新規就農者の受け入れ体制の充実を図り、農業に参入しやすい環境づくりを進めます。

②新規就農者へのフォローアップ

認定新規就農者の園芸用施設等の整備や農業用機械の導入等の設備投資に対する支援や、訪問相談員による巡回指導を継続して実施するほか、青年等就農計画の達成に向けたサポート体制の充実、JA営農指導員等による指導や連携を推進するなど、新規就農者の育成と定着に向けたフォローアップを進めます。



(2) 認定農業者の育成

地域農業の担い手として、農業の規模拡大や経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者制度」について、資金の低利融資や税制上の特例、各種補助事業における優遇等のメリットや支援措置の周知に努め、制度の普及促進を図ります。

また、既存の認定農業者に対するフォローアップや支援の充実、認定新規就農者から認定農業者への移行を推進し、地域の中心的な担い手の確保と育成を進めます。



(3) 集落営農の組織化、法人化の推進

労働力不足・設備投資等の課題解決や効率的な農業経営を実現し、地域農業の担い手としての役割が期待される集落営農の組織化を推進するとともに、農業用機械等の共同利用や農業者同士の連携に向けた取組を支援します。

また、農業経営の法人化による経営基盤の強化や新規就農者の受け皿確保につなげるため、関係機関と連携し、法人化に取り組むための情報提供や支援等を行い、法人化を推進します。



(4) 農業関連企業の誘致

新たな担い手の参入による農地の有効利用や雇用の場の創出、多様な販路の確保につなげるため、企業の農業参入や農業関連企業の誘致を進め、地域密着型の農業事業や地域の活性化に向けた取組を推進します。



(5) 小規模農家への支援

本市の多様な農業生産や農地を支えているのは、兼業農家も含めた大多数の小規模農家であることを踏まえ、これら小規模農家の維持・発展を図るため、経営規模の拡大や経営の安定化を促す取組を進めるほか、認定農業者への移行を推進します。

また、関係機関と連携し、地域における相談体制や協力体制の充実を図るとともに、社会情勢や地域特性も踏まえた営農負担の軽減と経営の維持安定に向けた支援策を検討・実施しながら、小規模農家が継続して農業に取り組める仕組みづくりに努めます。

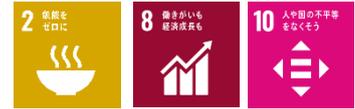


(6) 女性・高齢農業者への支援

女性農業者の感性や能力が一層発揮されるよう、家族経営協定制度の推進や女性の参画拡大を図るとともに、女性農業者による交流やグループ活動の活性化、6次産業化や起業化等の取組を促進します。

また、高齢農業者がその役割や経験・能力等に応じて、農業活動に取り組める環境づくりに努めるとともに、定年帰農者（早期退職就農者）等を新たな担い手にとらえ、経営の安定や技術習得に向けた支援を推進します。





(7) 農福連携の推進

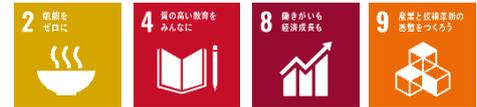
農業分野での新たな働き手の確保と、障がい者等の社会参画機会の創出に向けて、農業法人やJA等での農作業を担う障がい者の就労支援をはじめ、福祉事業者と農業者との連携調整を図るなど、農福連携の取組を推進します。



(8) 農業内外からの参入支援

地域の担い手となる新たな活力の確保と育成を図るため、都市地域から意欲ある人材を「地域おこし協力隊員」として受け入れ、研修先農家・農業法人等とのコーディネートをはじめ、本市での就農と定住に向けた活動を支援します。

また、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」の働き方や「Uターン就農」を促進し、都市部からの新たな人の流れの創出や経営資源の円滑な継承につなげます。



(9) 次世代につなぐための人材育成

農業関連企業や農業法人、農業者グループ等と連携し、子どもたちの段階に合わせた農業体験や先進技術に触れる機会・内容の拡充を図るとともに、農を通じた交流やイベントの充実に努めます。

これらの取組を通じて、子どもたちや若い世代が農に親しみ、本市の農業への理解や関心を高めていくことで、将来において本市の農業を担う人材や、農業に関わることを目指す人材を育成していきます。

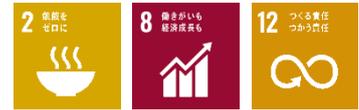


【基本方針4における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	◎新規就農者等の受入体制の充実・就農定着の取組を推進するとともに、小規模農家への支援や多方面からの参入促進など多様な担い手の育成・確保を図ります。
農業者	◎新規就農者へのノウハウの提供をはじめ、栽培技術の向上や経営改善に取り組み、地域農業の発展を支えます。
JA	◎農業者が必要とする知識や技術指導を行い、農業者のレベルアップを図ります。

基本方針5 交流と協働の促進

本市農業の活性化を図るためには、行政や農業者はもちろんのこと、市民や関係機関など多様な主体の理解と協力・連携が重要です。阿波市産農産物のさらなる魅力浸透・消費拡大に向けた協働活動や異業種との連携を一層推進するとともに、食農教育や地産地消の取組を通じて、農業への理解と共感を深め、農業者と市民が相互に支え合う意識の形成を図ります。



(1) 阿波市産農産物の魅力浸透

多様な主体との連携・協働により、また各種媒体を活用したPR活動を通じて、本市の農産物、加工品のブランドイメージの浸透と消費拡大に取り組みます。



①阿波市ブランドの普及啓発と販売PRの充実

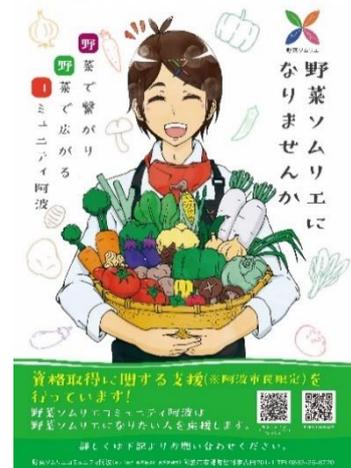
阿波市産の農産物全体のブランド力を一層高め、販路の拡大、販売促進につなげるため、本市で生産される農産物やその加工品を「阿波市ブランド」として再定義を行うとともに、生産・流通関係者等と連携した多方面にわたるPR活動を展開し、産地としての認知度拡大、イメージアップに取り組みます。

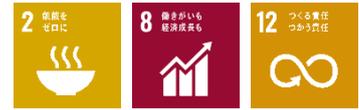
また、ふるさと納税制度やソーシャルメディアを活用した情報発信、県や他市町、関係団体との協働による都市圏での販売促進活動など、全国に向けたプロモーションの充実・強化を図ります。

②阿波ベジの魅力拡大

野菜や果物の魅力を様々な形で伝えることができる野菜ソムリエをはじめ、JAや関係機関等と連携し、阿波市産の野菜や果物（阿波ベジ）の魅力発信に継続して取り組みます。

また、食事の際に野菜から食べ始めることで、生活習慣病の予防効果が期待できる「ベジファースト」の効用や、阿波ベジの機能性の普及に向けた活動をより一層推進し、市内外における阿波ベジの魅力浸透・消費拡大につなげます。





(2) 農商工観、産官学金連携の促進

「農」・「産」が持つ生産力や「商」が持つ販売力、「工」・「学」が持つ技術力や研究開発力、「観」が持つ集客力や情報発信力、「金」が持つ経営ノウハウや情報力、そして「官」の持つ調整力など、それぞれの強みを生かして相互に連携・協力することにより、地域課題への柔軟かつ効果的な対応をはじめ、新たな価値や動きを生み出していくことが可能となります。

農業以外の様々な分野との連携・協力関係の構築を図り、新商品開発や販路拡大、新たなビジネスモデルの創出など、各分野が持つ技術やノウハウを最大限に生かした地域の活性化につなげる取組を進めます。



(3) 交流・協働による食農教育と地産地消の推進

市民等の参画・交流・協働による食農教育、地産地消の取組を推進し、農を通じたつながりの拡大に努め、生産者と地域が支え合うまちづくりを目指します。

①食農教育の推進

食と農、地域や自然環境の関わりに焦点を当て、農業後継者クラブや農業法人、JA等と連携し、子どもたちの段階に合わせた農業体験や農業者等との交流機会の拡充を図ります。

また、子どもたちが楽しみながら地域の野菜・果物にふれ、その魅力を「子どもから子どもへ」そして「子どもから大人へ」と伝えていくことができる「キッズ野菜ソムリエ」の継続的な育成を通じて、本市の豊かな食と農について子どもと大人が相互に学び合える食育の輪を形成していきます。



②地産地消の推進

学校給食における市産農産物の利用拡大に継続して取り組むとともに、野菜ソムリエや阿波ベジファーストの活動を通じて、市民間における市産農産物への愛着と応援意識を高め、家庭での消費拡大を図ります。

また、飲食店や小売店、事業者など様々な場面での利用を促進し、地域一体となって地産地消に取り組むことで、生産者の意欲の醸成を図り、本市農業の振興と地域全体の活性化につなげていきます。



【基本方針5における主な関連主体の役割】

主体	主な役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◎阿波市産農産物に関する情報発信をはじめ、食農教育や地産地消の取組を推進し、生産者と地域が支え合うまちづくりに取り組みます。 ◎農業内外の関係者への働きかけや調整を図り、多様な主体による連携・協働の取組を促進します。
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政・JA等と連携し、食農教育に積極的に関わるとともに、地産地消の推進に向けた農産物の生産に努めます。
JA	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政と連携し、阿波市産農産物の販売促進に努め、食農教育や地産地消を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◎農業に関するイベント等への積極的な参加に努めます。 ◎阿波市産農産物に愛着を持ち、食卓での利用を増やし、生産者を応援します。

第6章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置付け

阿波市農業の将来像の実現に向けて、特に推し進めていく必要性の高いものや複数の基本方針にまたがるものを「重点プロジェクト」として位置付けます。本計画では、次の3つの分野を切り口とした重点プロジェクトを設定し、重点的に取り組みます。

- ① 重点プロジェクト1 ▶ 「産地づくり」プロジェクト
- ② 重点プロジェクト2 ▶ 「人づくり」プロジェクト
- ③ 重点プロジェクト3 ▶ 「地域づくり」プロジェクト

2. 各プロジェクトの取組内容

1 「産地づくり」プロジェクト

1-① 阿波市のいいもの“もっと”創造・展開プロジェクト

阿波市で生産される農産物を、生産過程を含め、「阿波市ブランド」として再定義し、他地域との差別化や優位性を高めていくことができるよう、生産・販売体制の底上げに取り組むとともに、これら農産物やその加工品を「阿波市のいいもの」として、市内外に効果的・戦略的にプロモーション展開することによって、農業者の所得向上や本市のイメージアップにつながります。

- 主な取組**
- ブランド化推進品目の生産拡大・品質向上に向けた取組支援
 - 特産品認証制度認証品の充実と販売PR強化
 - 直売所や小売店、飲食店等と連携した販売・利用促進
 - 阿波市ブランド確立に向けた統一的イメージの検討と発信

1-② 未来につなぐ環境にやさしい農産物づくりプロジェクト

国の「みどりの食料システム戦略」では、2050年の目指す姿の実現に向けて、化学肥料2割減、化学農薬1割減を中間目標（2030年目標）に掲げています。

その実践に向けた取組として、有機栽培技術の定着と人材育成、有機食材の学校給食への導入など、生産から消費まで一貫したモデル地区形成を目指しながら、安全・安心な農産物の生産と環境に配慮した農業を推進し、地域の新たな魅力創出につなげます。

- 主な取組**
- 有機農業や環境保全型農業に取り組む人材育成
 - 有機食材の学校給食への導入や販路の確保に向けた検討
 - エコファーマーや有機JAS制度、GAPの普及促進
 - 耕畜連携など資源循環型農業の推進

2 「人づくり」プロジェクト

2-① 「活力あふれる阿波市農業」を支える担い手育成プロジェクト

本市農業が今後も活力をもって、持続的に発展していくことができるよう、地域の中心的な担い手となる「認定農業者」や「新規就農者」への支援強化に加え、「地域おこし協力隊」の受け入れによる新たな活力の確保と育成に取り組めます。

また、本市の多様な農業生産と農村環境を支える小規模農業者や女性農業者等への支援の充実に努め、多様な人材が意欲を持って農業活動が行える環境づくりを進めます。

- 主な取組**
- 認定農業者・認定新規就農者の育成、支援の強化
 - 地域おこし協力隊の受け入れと農家等とのコーディネート
 - 小規模農業者の状況に応じた営農負担軽減策の検討と実施
 - 女性をはじめ多様な人材が活躍できる環境整備

2-② 次世代への「魅力あふれる阿波市農業」継承プロジェクト

農業と地域や自然環境の関わりに焦点を当て、農業後継者クラブ、農業法人、JA等と連携し、子どもたちの段階に合わせた農業体験や先進技術、生産者の思いに触れる機会のさらなる提供に取り組めます。これらの体験を通じて、農業に対する親しみを醸成し、農業の楽しさや重要性、地域とのつながりと生きがいの意識を育むことで、将来において、本市の農業に関わることを目指す人材を育成していきます。

- 主な取組**
- 学校教育における農業体験等の機会・内容の拡充
 - 農を通じた交流の機会やイベントの充実
 - キッズ野菜ソムリエ活動による地元農産物への愛着心の醸成

3 「地域づくり」プロジェクト

3-① 阿波ベジを食べよう！食育&健康づくりプロジェクト

野菜ソムリエやJA、関係機関等と連携し、阿波市産の野菜や果物（阿波ベジ）の魅力や、食事の際に野菜から食べ始めることで生活習慣病の予防になる「ベジファースト」の効用のさらなる浸透を図ります。

さらに、キッズ野菜ソムリエを中心とした子どもと大人が相互に学び合う食育の輪を通じて、多くの市民の方に阿波ベジを積極的に食べる「阿波ベジサポーター」になってもらい、地産地消を実践していくことで、地域が生産者を支え、生産者が地域の食と健康を支える好循環を生み出すまちづくりにつなげます。

- 主な取組**
- 阿波ベジファーストの取組拡大による市民の健康づくりと地域内消費の促進
 - キッズ野菜ソムリエの育成、学校給食での地産地消の取組を通じた食育の輪の拡大
 - 市内の飲食店や事業者等との協働による阿波ベジの利用促進

資料編

1. 用語の説明

あ行

◆ I P M 総合的病害虫・雑草管理 (Integrated Pest Management)

利用可能なすべての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、農作物に有害な病害虫・雑草の発生を抑える技術。I P Mを通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能になる。

◆ E C サイト

E Cは「Electronic Commerce（電子商取引）」の略で、インターネット上で商品やサービスを売買できるウェブサイトのこと。

◆ エコファーマー

エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、たい肥等土づくりと化学肥料・化学合成農薬を慣行基準から2割以上削減する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称。

◆ エシカル

エシカルとは、英語で「倫理的な」という意味の英語「ethical」をカタカナに置き換えた言葉。「自分にとってどれくらい得か」といった基準だけで選ぶことではなく、より広い視野で、「人や社会、地域、環境などに優しいモノ」を購入する消費行動やライフスタイルを指す。

◆ S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成される。

か行

◆ 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

◆ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

◆GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

農産物（食品）の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。第三者機関の審査によって、GAP を正しく実施していることを証明する認証制度があり、認証を受けることで、GAP の実施を客観的に証明できるため、取引条件等にも活用される。

なお、食品安全、環境保全、労働安全に加え、人権保護や農場経営管理等に関する項目が全て含まれたものが国際水準 GAP であり、JGAP、アジア GAP、グローバル GAP がこれに該当する。

◆耕畜連携

耕種農家と畜産農家が連携することで、畜産農家が生産する良質な堆肥を肥料・土づくりに利用し、栽培した飼料用米などの飼料作物を家畜に給与する仕組みのこと。

さ行

◆資源循環型農業

土づくりの際に、前作のすき込みや残さたい肥を投入するなど、畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、これらを循環させながら生産を行う農業のこと。

◆集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

◆食農教育

「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

◆スマート農業

ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）、ロボット技術等の先進技術を活用し、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す農業のこと。

◆青年等就農計画認定制度（認定新規就農者制度）

農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（① 原則 18 歳以上 45 歳未満の青年、② 特定の技能知識を有する 65 歳未満の中高齢者、③ ①・②の者が役員数の過半数を占める法人）が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む「認定新規就農者」に対して重点的に支援を行う制度。

た行

◆Turn Table

平成 30 年 2 月、東京都渋谷区に開設した徳島県の情報発信と交流の拠点。宿泊施設やレストラン、物販機能等を併せ持つ施設として、徳島の食をはじめ、文化や観光等、徳島の魅力を発信し、県産品の販路拡大や「徳島ファン」の拡大、さらには「徳島への観光や移住」へと繋がる取組を展開している。

◆多面的機能

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能のこと。

◆地産地消

「地産地消」とは「地域生産・地域消費」の略語で、地元でとれた生産物を地元で消費することであり、地域内で経済を循環させるための仕組みのこと。食料に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

◆中山間地域

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す。また、食料・農業・農村基本法第35条においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」が「中山間地域等」として規定されており、そうした地域の生産力を維持するために、「中山間地域等直接支払交付金」が交付されている。

◆定年帰農者

定年退職後に故郷の農村へ戻り、または農村に移住し、農業に従事する者。農家の高齢化や農村の過疎化が進む中、地域農業の担い手として期待が持たれている。

◆とくしまブランド推進機構（愛称：地域商社阿波ふうど）

マーケットイン型の産地育成を柱に、徳島県産農産物の生産、流通、販売をトータルサポートする組織として、徳島県と県内農業生産者団体（徳島県農業開発公社、JA徳島中央会、JA全農とくしま）が人と機能を持ち寄るコンソーシアム（共同事業体）として、平成28年1月に設置。

◆トレーサビリティ・システム

「トレース（跡をたどる）」「アビリティ（可能）」を組み合わせた言葉。ここでは、スーパー等に並んでいる農産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか、消費者がいつでも把握できる仕組みのことを指す。

な行

◆認定農業者制度

農業者が、市町村の農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとするために作成する計画（農業経営改善計画書）を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者（認定農業者）に対して重点的に支援措置を講じる制度。認定農業者は、地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面等の支援を受けることができる。

◆農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や規模拡大を志向する農業者などの担い手に貸し付ける公的機関。貸出可能な農地の情報を集約し、農地の借入希望者のマッチング及び仲介を行うことで、農地の貸し借りの円滑化を目的とする。

◆農地の集積・集約化

農地を所有し、または借り入れること等により、耕作者（担い手）が利用する農地面積を拡大し、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

◆農福連携

障害者等が農業分野で就労することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

は行

◆半農半X

農業と他の仕事を組み合わせた働き方で、半自給的な農業を営みながら、自分のやりたいこと、やりがいのある仕事に携わることで、収入より心の豊かさに重きを置いた生活を実現しようとするライフスタイルのこと。

◆BCP（業務継続計画）

自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

◆人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や、地域農業の将来の在り方などを明確にし、市町村が公表するもの。

◆ふるさと納税制度

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度のこと。寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除を受けることができる。

◆ベジファースト

野菜（ベジ）を最初（ファースト）に食べる健康法のこと。たんぱく質や糖質を野菜の後に食べることで、食物繊維が消化吸収を緩やかにしてくれるため血糖値の上昇が緩やかになり、余分な糖質や脂質の吸収を抑え肥満や糖尿病などの生活習慣病を予防する効果が期待されている。

ま行

◆みどりの食料システム戦略

持続可能な食料システムの構築を目指し、2021年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針のこと。農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や、化石燃料由来の肥料の使用量を減らすといった環境負荷の低減策を中心に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指している。

や行

◆野菜ソムリエ

一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する民間資格のこと。野菜・果物の目利き、栄養、素材に合わせた調理法など毎日の食生活に欠かせない野菜・果物の幅広い知識を身につけることで、家族の健康や食に関わるさまざまな仕事に活かすことを目的とする。

◆有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

ら行

◆6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業の事業までを手掛けることで、地域資源を活用した付加価値の創出を目指す取組のこと。



2. 第3次阿波市農業振興計画の策定について

(1) 諮問・答申

阿農振第856号
令和4年12月22日

阿波市農業振興審議会
会長 前田 安夫 殿

阿波市長 藤井 正 助

第3次阿波市農業振興計画の策定について（諮問）

第3次阿波市農業振興計画を策定するにあたり、阿波市農業振興審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和5年3月28日

阿波市長職務代理者
阿波市副市長 木下 修一 殿

阿波市農業振興審議会
会長 前田 安夫

第3次阿波市農業振興計画の策定について（答申）

令和4年12月22日付け阿農振第856号にて諮問のありました、第3次阿波市農業振興計画の策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、原案を適当と認めたので、阿波市農業振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

(2) 阿波市農業振興審議会 委員名簿

No.	委員区分	氏名	所属団体・役職等	備考
1	第1号委員	今倉 秀明	徳島県指導農業士会会長	副会長
2	第1号委員	福井 義勝	阿波市農業生産法人協会会長	
3	第2号委員	前田 安夫	阿波市農業協同組合代表理事組合長	会長
4	第2号委員	橋本 浩	板野郡農業協同組合代表理事組合長	
5	第2号委員	松本 勝	阿波市土地改良区連絡協議会会長	
6	第2号委員	武田 大太郎	徳島県農業共済組合西部支所長	
7	第2号委員	河野 功	徳島県農業開発公社（徳島県農地中間管理機構）代表理事	
8	第3号委員	古本 義春	阿波市農業委員会会長	
9	第4号委員	橋本 直史	国立大学法人徳島大学 大学院社会産業理工学研究部講師（農学博士）	
10	第5号委員	児玉 敬二	阿波市商工会会長	
11	第5号委員	浅野 敏司	阿波市観光協会会長	

(3) 阿波市農業振興計画策定作業部会 委員名簿

No.	委員区分	氏名	所属団体・役職等	備考
1	第1号委員	寺井 稔	農業従事者、GOTTSO阿波会長	
2	第1号委員	楠 道博	新規就農者	
3	第2号委員	正木 直之	阿波市農業協同組合経済部部长	部会長
4	第2号委員	澁谷 智	板野郡農業協同組合西部事業所次長	部会長職務代理
5	第2号委員	吉永 秀二郎	阿波市土地改良区連絡協議会事務局代表	
6	第2号委員	枝澤 弘明	阿波市農業生産法人協会事務局長	
7	第2号委員	庄村 剛志	阿波町農業後継者クラブ会長	
8	第2号委員	松永 佳之	市場町農業後継者クラブ会長	
9	第2号委員	金森 努	吉青会会長	
10	第3号委員	相原 繁喜	阿波市農業委員会事務局長	
11	第4号委員	三橋 英樹	阿波市産業経済部農地整備課長	
12	第4号委員	川端 成人	阿波市産業経済部商工観光課長	
13	第5号委員	安丸 学	阿波市商工会事務局長	
14	第5号委員	稲井 由美	阿波市観光協会事務局長	

(4) 阿波市農業振興審議会条例

平成29年3月15日
条例第11号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、農業の振興を推進するため、阿波市農業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市における農業振興に関する事項について、調査及び審議を行い、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 農業従事者
- (2) 関係農業団体の代表者又は関係農業団体から推薦を受けた者
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長の諮問に係る答申をしたときをもって満了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 審議会の調査及び審議のため、必要に応じて作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、産業経済部農業振興課において処理する。

(報酬)

第10条 委員の報酬については、阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿波市条例第40号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(阿波市産業開発審議会条例の廃止)

2 阿波市産業開発審議会条例(平成17年阿波市条例第156号)は、廃止する。

(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を次のように改正する。
別表産業開発審議会の項中「産業開発審議会」を「農業振興審議会」に改める。

(5) 阿波市農業振興計画策定作業部会設置要綱

令和4年12月1日

告示第121号

(設置)

第1条 この要綱は、阿波市農業振興審議会条例（平成29年阿波市条例第11号。以下「条例」という。）

第7条の規定に基づき、阿波市農業振興計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

(1) 第3次阿波市農業振興計画の原案に関すること

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 作業部会は、委員20人以内で次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 農業従事者

(2) 関係農業団体の代表者又は職員

(3) 農業委員会の委員又は職員

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

(意見の聴取等)

第5条 作業部会は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会長)

第6条 作業部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、産業経済部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。



第3次阿波市農業振興計画

令和5年（2023年）3月

阿波市 産業経済部 農業振興課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

TEL 0883-36-8720

FAX 0883-36-8762

HP <https://www.city.awa.lg.jp>